

神河町障害者計画

平成24年3月

神 河 町

はじめに

神河町ではこれまで、「神河町第2期障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）」を定め、障害のある方が安心して生活を送ることができる地域社会の実現を目指し、施策の推進に努めてまいりました。

その間、我が国の障害者施策は、障害者自立支援法の改正、障害者虐待防止法の制定等、障害者制度改革に向けた検討の動きがあり、障害のある方を取り巻く福祉サービス等の制度が大きく変わりました。

この度、その計画の期間が平成23年度で終了することを受け、総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「神河町障害者計画」「神河町第3期障害福祉計画」を策定いたしました。

この計画では、基本理念を「地域での支え合いにより 共に生きるまち かみかわ」とし、町民の皆様の力をお借りし実現していくことをめざしています。

そのためには、障害のある方に対する相談支援の充実、地域生活への移行、就労支援、社会参加の促進等、総合的・具体的な施策を行政が軸となり、町民、関係団体、事業者等が互いに連携し、協働して取り組んでいくことが重要と考えております。

今後、この計画に基づき障害者施策を推進していきたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

末尾になりますが、本計画の策定にあたりアンケート調査を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様をはじめ、大きなお力添えをいただきました策定委員会の委員及び関係団体等の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成24年3月



神河町長 山名 宗悟

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2

第2章 神河町における現状

1. 人口等の推移	3
2. 障害者手帳所持者の状況	4
3. 障害程度区分の認定状況	5
4. 身体障害者手帳所持者の状況	6
5. 療育手帳所持者の状況	7
6. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	8
7. 自立支援医療（精神通院）受給者の状況	8
8. 障害のある児童・生徒の状況	9

第3章 基本理念と施策の体系

1. 基本理念	11
2. 施策の体系	12

第4章 施策の展開

1. 障害のある人への理解の促進	13
2. 地域における生活支援の充実	15
3. 社会参加・自立に向けた支援体制づくり	18
4. 安全で安心できるまちづくり	21

第5章 計画の推進体制

1. 庁内の推進体制	23
2. 地域との連携	23
3. 国・県等との連携	23
4. 計画の進行管理	23

資料編

1. 神河町障害者計画策定委員会要綱	25
2. 神河町障害者計画策定委員会委員名簿	27
3. 障害福祉の計画のためのアンケート調査結果	28
4. 事業所・当事者及び保護者ヒアリング	47

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年においては、少子高齢社会の進展とともに障害のある人の人数も増加傾向にあり、障害の重度化・重複化・高齢化が進んでいます。また、家族関係や地域社会が大きく変化する中で、誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援することがこれまで以上に重要となっています。

平成5年に「障害者基本法」が改正され、障害のある人の自立及び、社会経済活動への参加の促進やその他あらゆる分野の活動に参加する機会を保障することが明記されています。

そして、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の2つの理念のもと『完全参加と平等』をめざす「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、平成8年度からは「障害者プラン “ノーマライゼーション7か年戦略”」が推進されました。

また平成14年には、新たに「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」が策定されており、地方自治体においても同様に、障害者施策に対する総合的な取り組みが求められました。

この間、障害者施策にかかわる法制度が大きく変わり、平成12年4月に介護保険制度が施行され、障害者サービスの一部が介護保険サービスに移行しました。さらに、社会福祉基礎構造改革の流れを受けて、平成15年4月に障害者福祉サービスの一部が、それまでの「措置制度」から「支援費制度」へと移行しました。

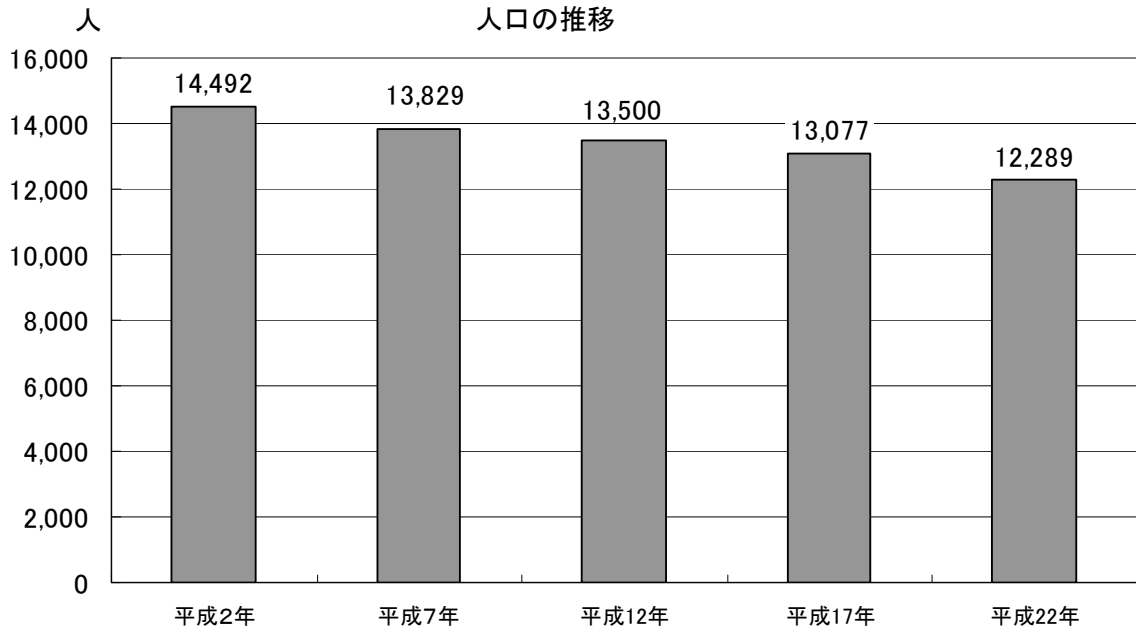
また、平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、これまで障害種別に分かれていた各種サービスの一元化や就労支援の抜本的強化や利用料の応益負担が実施されてきました。しかし、障害者自立支援法は平成25年8月までに廃止し、代わりに新たな法律として、「障害者総合支援法」の施行が予定されています。今後も増えていくであろうサービス利用にむけての基盤・整備が引き続き必要となっています。

これらの背景を踏まえ、このたび、平成24年度から平成29年度を計画期間とした「神河町障害者計画」を策定いたしました。

第2章 神河町における現状

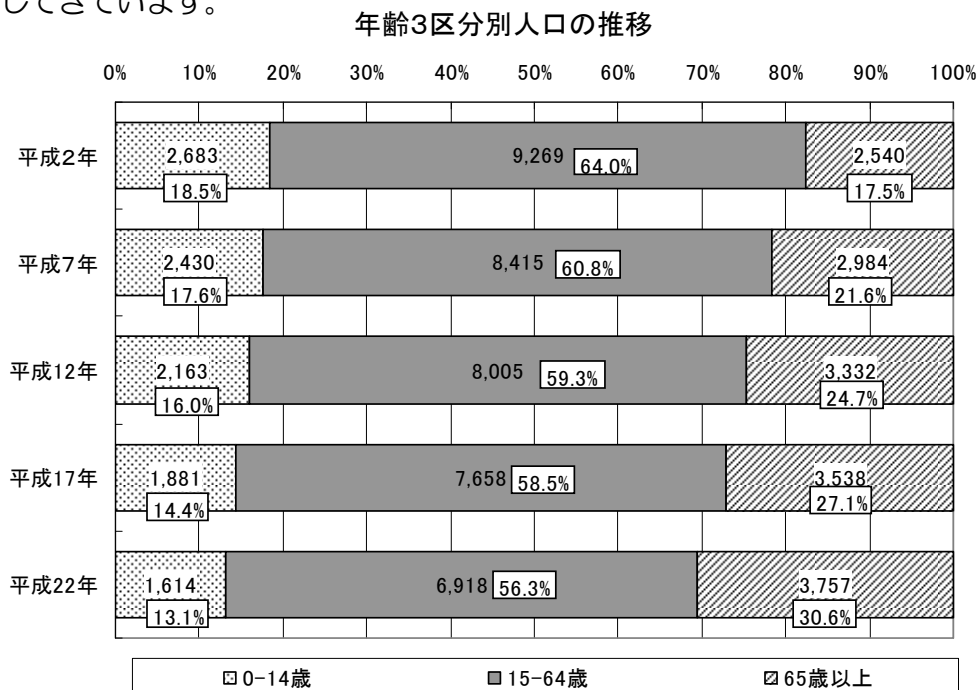
1. 人口等の推移

平成22年における人口は、12,289人となっており近年は減少の傾向にあります。



資料: 国勢調査

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）が増加してきています。

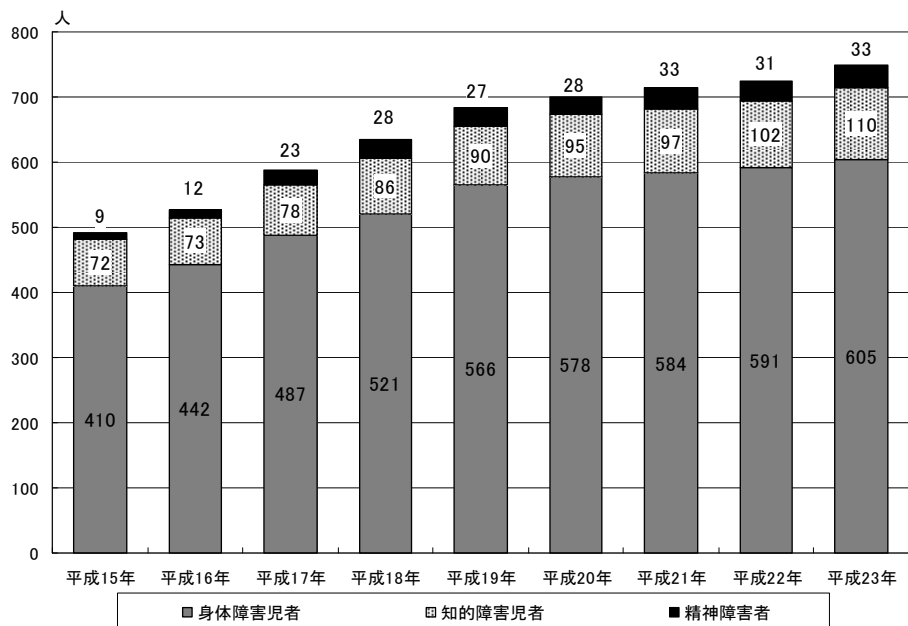


2. 障害者手帳所持者の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳所持者は 605 人、療育手帳所持者は 110 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 33 人となっています。

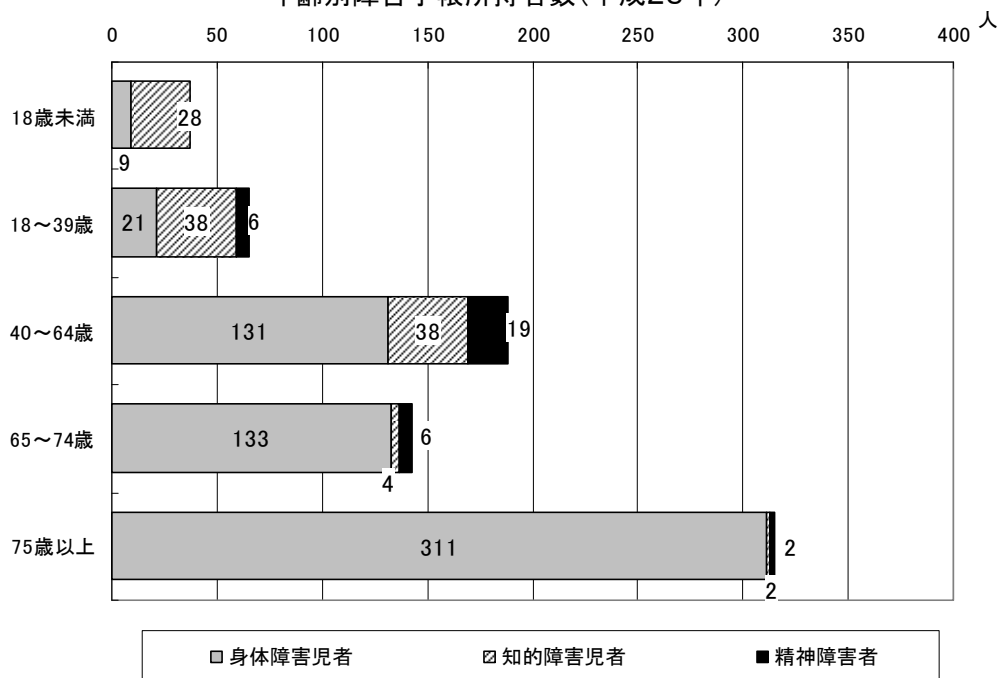
本町の障害者手帳所持者は 748 人であり、平成 15 年以降やや増加の傾向にあります。年齢別にみると、「65 歳以上」が 458 人で全体の 61.2%を占めています。

障害者手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課 各年 4 月 1 日現在

年齢別障害手帳所持者数(平成23年)



資料：健康福祉課 H23 年 4 月 1 日現在

3. 障害程度区分の認定状況

障害程度区分の認定状況をみると、平成23年12月末で51人となっています。内訳をみると区分2が12人と多くなっています。

また、障害別では、知的障害が31人ともっとも多くなっています。

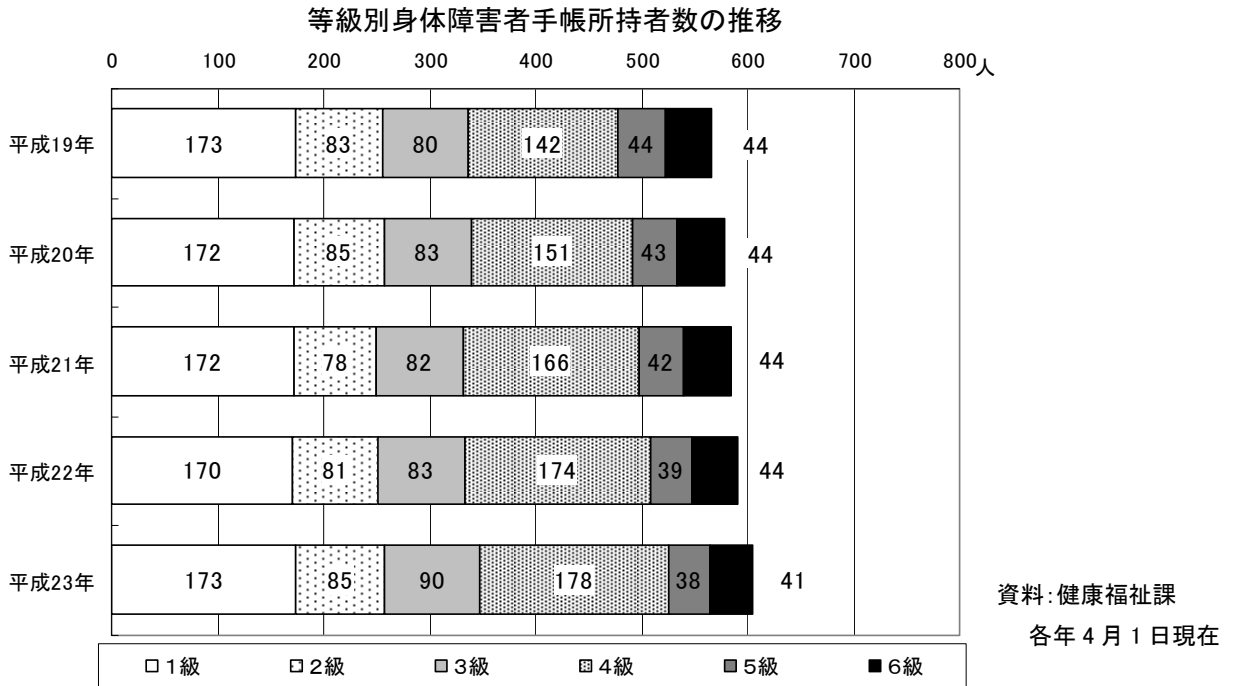
障害程度区分別人数

	合計	障害程度区分					
		少 ← 介護の必要 → 多					
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
身体障害	14	0	4	1	2	4	3
知的障害	31	6	5	10	4	6	0
精神障害	6	2	3	0	1	0	0
合計	51	8	12	11	7	10	3

資料:健康福祉課 H23年12月末現在

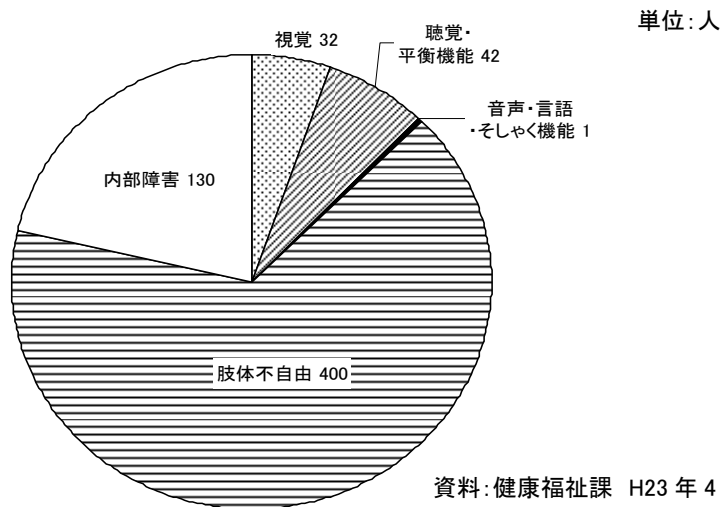
4. 身体障害者手帳所持者の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳所持者 605 人のうち、「4 級」が 178 人で最も多く、次いで「1 級」の 173 人、「3 級」が 90 人、「2 級」が 85 人等となっています。



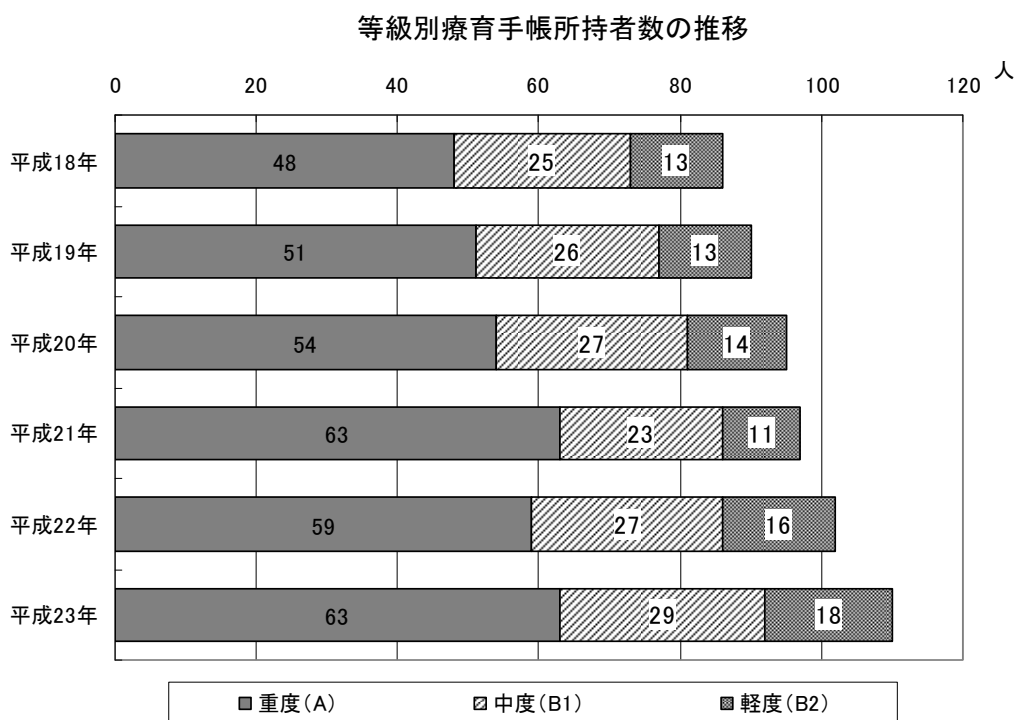
障害の種類では、「肢体不自由」が 400 人で全体の約 2/3 を占め、次いで「内部障害」が 130 人、「聴覚・平衡機能」が 42 人等となっています。

障害の種類別障害者数(平成 23 年)



5. 療育手帳所持者の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在、療育手帳所持者は 110 人で、年々増加傾向にあり、そのうち 18 歳以上が 82 人（74.5%）を占めています。等級別にみると「重度（A）」が 63 人で最も多く、次いで「中度（B1）」の 29 人、「軽度（B2）」が 18 人となっています。



資料:健康福祉課 各年 4 月 1 日現在

療育手帳所持者数の推移

単位:人

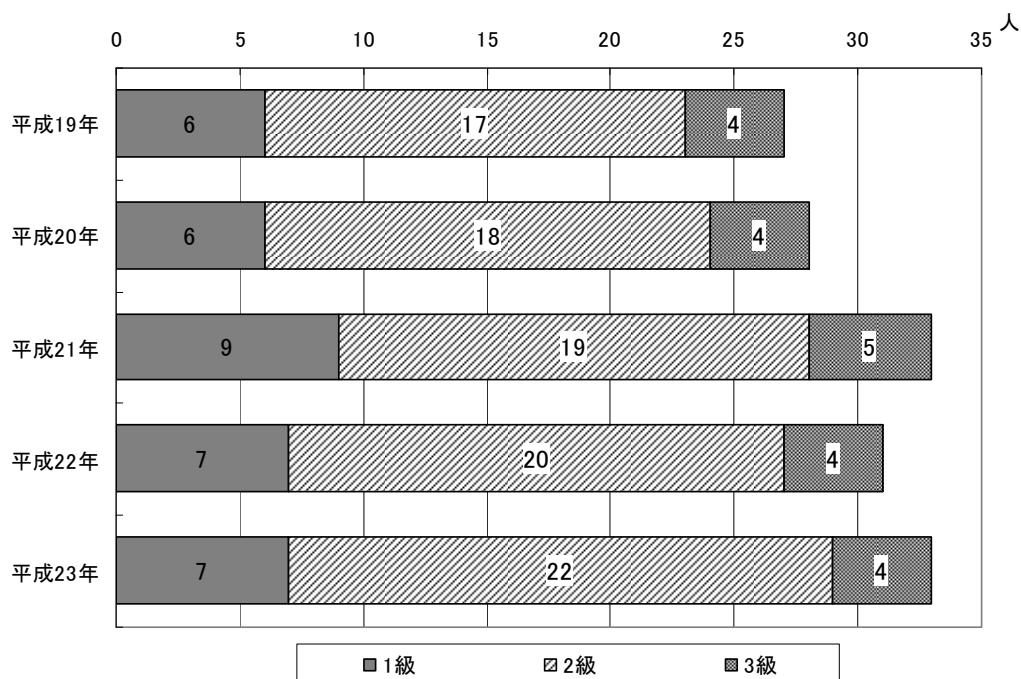
区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
18 歳以上	65	71	76	76	78	82
18 歳未満	21	19	19	21	24	28
合計	86	90	95	97	102	110

資料:健康福祉課 H23 年 4 月 1 日現在

6. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

平成23年4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は33人で、等級別に見ると「2級」が最も多く22人（66.7%）を占めています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課 各年4月1日現在

年齢別にみると、「40～64歳」が18人と最も多く、全体の半数以上の54.5%となっています。

年齢別等級別精神障害者数

区分	1級	2級	3級	合計
18～39歳	0	4	2	6
40～64歳	2	16	0	18
65歳以上	5	2	2	9

資料：健康福祉課 H23年4月1日現在

7. 自立支援医療(精神通院)受給者の状況

平成23年における自立支援医療受給者は、74人となっており、年々増加の傾向にあります。

自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
受給者数	14	26	45	52	58	61	60	61	70	74

資料：健康福祉課 各年4月1日現在

8. 障害のある児童・生徒の状況

平成23年4月1日現在、保育所、幼稚園の障害のある子どもの在籍数は、保育所で1名、幼稚園で2名となっています。

特別支援学級は、平成23年現在、小学校で6校、中学校で1校設置されており、在籍数では、小学校17名、中学校3名となっています。

保育所、幼稚園の障害児在籍数等の推移

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
在籍児数	保育所	99	102	121	152
	幼稚園	169	181	161	163
障害児数	保育所	0	0	0	1
	幼稚園	1	1	2	2
加配保育士等数	保育所	0	0	0	1
	幼稚園	2	1	2	2

特別支援学級の推移

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
学校数	小学校	7	7	7	7
	中学校	2	2	2	1
設置校数	小学校	4	4	4	6
	中学校	2	2	2	1
学級数	小学校	8	8	6	9
	中学校	3	3	5	3
児童生徒数	小学校	12	14	15	17
	中学校	6	6	8	3

特別支援学級の状況

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
弱視	0	0	0	0	0	0	0
難聴	0	0	0	0	0	0	0
言語障害	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	14	12	12	11	12	11	9
情緒障害	2	5	6	5	5	9	9
肢体不自由	3	3	2	2	3	3	2
病弱	0	0	0	0	0	0	0
合計	19	20	20	18	20	23	20

資料：教育課 各年4月1日現在

特別支援学校の状況

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
県立姫路特別支援学校	1	2	7	10
県立播磨特別支援学校	0	0	0	0
県立和田山特別支援学校	0	1	1	2

資料：教育課 H23年4月1日現在

第3章 基本理念と施策の体系

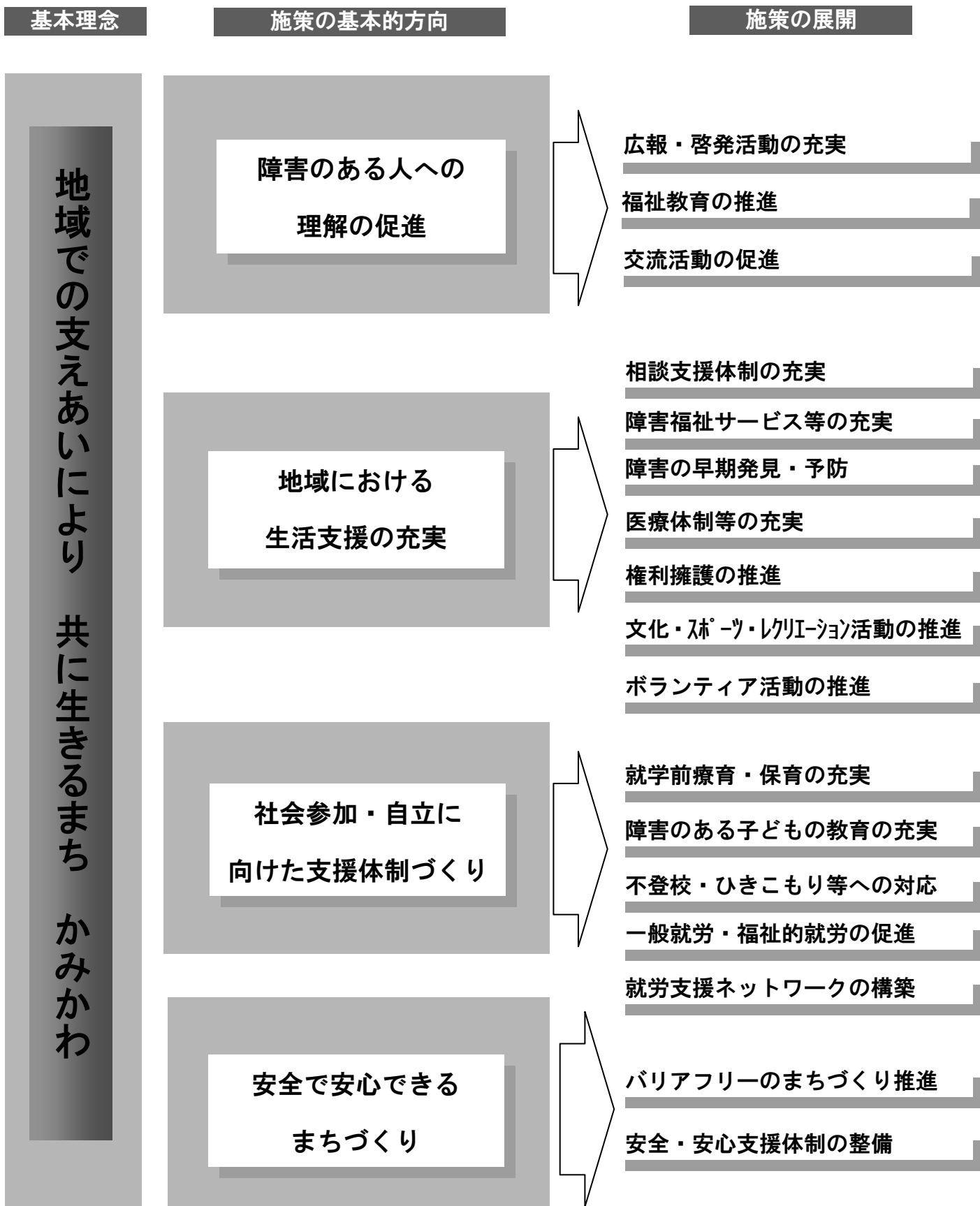
1. 基本理念

地域での支えあいにより 共に生きるまち かみかわ

住み慣れた神河町で、一人ひとりが個人として尊重され、安心、安全に生活を営むことのできる社会を構築するためには、町民すべてが思いやりや、助け合いの心をはぐくみ共に生きることを確かめ合い、力を合わせて様々な障害を取りのぞくバリアフリー社会をめざす必要があります。

そこで、本町では、お互いの個性を認め尊重しあい、安心して安全な生活を送ることができる「共生社会」の実現を目的とし、基本理念を『地域での支えあいにより 共に生きるまち かみかわ』とします。

2. 施策の体系



第4章 施策の展開

1. 障害のある人への理解の促進

障害のある人もない人も共に暮らす共生社会を実現するためには、障害の有無に関わらず生活・活動できる社会の構築をめざすノーマライゼーションの理念に基づき、住民すべてがお互いを尊重しあい、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

このためには、行政だけでなく、すべての住民が、それぞれの役割と責任を自覚し主体的に取り組むことが重要であり、一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切なことです。

そのため、お互いの人格と個性を尊重しあう共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人に関する住民理解を一層促進するため、幅広い世代の住民の参加による啓発活動を推進します。

① 広報・啓発活動の充実

「広報かみかわ」、ケーブルテレビ文字放送・告知放送、ホームページ、「社協だより」等を通じて、障害福祉サービスや障害のある人に関する講演会、研修会等の情報を継続的に広報します。

また、民生委員児童委員協議会や当事者団体、家族会、関係団体に対して機会あるごとに制度やイベントに関する情報提供を行います。

「障害者週間（毎年12月3日～9日）」「人権週間（毎年12月4日～10日）」を中心に各種団体において、研修や情報提供を行います。

さらに、神崎郡自立支援協議会を通じて、広報・啓発活動に取り組むよう努めます。

② 福祉教育の推進

障害のある人や障害に対する理解を深めるため、小学校、中学校、高等学校において福祉教育を推進します。

また、地域においては福祉や人権に関する講座や講習会の開催等、福祉教育活動の促進を図ります。

高齢者大学等においても、障害のある人や障害に関する講演を行う等あらゆる世代に対して啓発活動を行います。

③ 交流活動の促進

町内の障害のある人や介護者の交流を目的とした民生委員児童委員協議会が開催する「ふれ愛交流会」や各種団体が実施する交流事業を支援し、内容の充実と参加者の拡大を図ります。

また、障害のある人も参加しやすくなるよう、地域のイベント等の主催者へ協力を呼びかけます。

2. 地域における生活支援の充実

障害のある人の地域生活を支えるためには、利用者本位の考え方に立って、生活支援体制の整備、福祉サービスの量・質の充実を図っていくことが必要です。

まず、相談支援体制を充実させ、権利擁護等の地域生活支援事業を推進します。また、多様なニーズに対応するため、介護給付、訓練等給付等の自立支援給付をはじめとする各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努めるとともに、サービス利用を支援するため、ケアマネジメントシステムの構築を進めます。

さらに、妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健(検)診を実施し、障害の予防と早期発見に努め、医療体制の整備・充実に努めます。

地域住民による様々なボランティア活動や、NPO、民間企業等による活動は、障害のある人の自立を支えるため重要な役割を担っていることから、地域における福祉活動参加への支援をはじめ、ボランティアの育成を推進します。

そして、多様なサービスと活動に関する情報提供の充実や生きがいづくりを支援し、すべての人が豊かな地域生活を享受できる体制の確立に努めます。

① 相談支援体制の充実

障害の種別や程度、また保健・医療・福祉・教育・雇用等、多岐にわたる相談について、各分野・部門と連絡調整を密にし、適切なサービスが提供されるよう相談窓口の整備を進めます。

神崎郡3町広域で設置している神崎郡自立支援協議会の充実を図り、関係機関のネットワークを強化し、障害のある人一人ひとりのニーズに応じた相談支援体制の構築に努めます。

また、地域での身近な相談役として民生委員児童委員(38人)、知的障害者相談員(2人)、身体障害者相談員(3人)、精神障害者相談員(2人)と情報共有し、連携に努めます。

② 障害福祉サービス等の充実

自立支援給付や地域生活支援事業等の基盤整備とサービス内容の充実に努めます。

(ア) 訪問系サービス

居宅介護を始め、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等のサービスを提供し、安心して在宅生活を送れるようサービスの充実に努めます。

(イ) 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練、就労支援、療養介護、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所等の日中に利用するサービスを提供し、自立した社会生活を送れるよう基盤整備を進めます。

(ウ) 居住系サービス

地域移行が進む中、関係団体等と共同しながら、グループホーム、ケアホームの基盤整備を進めます。

(エ) 地域生活支援事業

コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一時支援等、障害のある人や介護者の地域生活を支援するサービスの充実に努めます。

(オ) ケアマネジメント

サービスの充実に努めるとともに効率的かつ適切なサービス提供が行えるよう、ケアマネジメントシステムの構築に取り組みます。

③ 障害の早期発見・予防

今後も特定基本健診の受診率の向上を図り、適切な指導による疾病罹患率の低下を図る必要があります。また、母子保健対策の充実に努め、早期発見・早期治療・早期療育を進めることが大切です。そのために、神崎郡3町による「子ども発達すこやか相談事業」や「ひょうご発達障害者支援センタークローバー上郡ランチ」による出張相談事業を活用し、発達障害の理解を促し適切な支援を行うための助言・指導を行います。

④ 医療体制等の充実

障害のある人が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を強化し、医療体制の整備・充実に努めます。

自立支援医療を適切に給付し、重度心身障害（児）者の医療費の負担軽減を図るため実施されている医療費負担制度について、情報提供や広報を推進し、適切な利用を進めます。

⑤ 権利擁護の推進

知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談等を行う事業として、「福祉サービス利用援助事業」があり、社会福祉協議会との連携により取り組みを進めます。

また、地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を推進するとともに、地域包括支援センターと連携し、高齢者と同様、障害のある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。

障害者虐待防止法の施行に向け、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。

障害者虐待防止センターの設置については、広域設置に向けて神崎郡自立支援協議会等で検討します。

今後も、広報誌やケーブルテレビ文字放送等により事業の周知啓発を行うとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員等と連携し、対象者の早期発見に努めます。

⑥ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ・レクリエーション活動にも取り組んでいる「身体障害者福祉会」や「手をつなぐ育成会」等の各種団体を今後も継続して支援します。

各種団体を通じて、障害の有無に関わらず誰もが楽しめるニュースポーツの普及に努めます。

障害のある人が各種の文化・芸術活動に参加しやすいよう、活動の場に関して情報提供を行います。

⑦ ボランティア活動の推進

啓発活動により地域全体の福祉意識を高めるとともに、区長会、婦人会、民生委員児童委員、老人クラブ、子ども会、PTA等の地域のさまざまな活動主体と行政、社会福祉協議会、事業所、関係機関等が協働で、地域での支え合いの取り組みや見守りネットワークの構築を進めていきます。

3. 社会参加・自立に向けた支援体制づくり

障害のある人が社会の一員として様々な活動に参加し、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じて、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が大変重要です。

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うために、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等発達障害について教育的支援を行い、適切な対応を図れるよう各種施策を推進します。

また、住みなれた地域で自立した生活をしていくためには、就労支援も非常に大切です。就労は、ただ単に自立生活の手段を得るにとどまらず、社会参加・社会貢献、さらには生きがいにつながり、生活の質の向上のためにも重要です。

雇用の促進については、それぞれの意思や能力に応じた仕事を選択できるよう、また、福祉的就労から一般就労への移行を進めていくため、企業、学校、施設、団体等関係機関との連携・協力による支援体制の整備を図ります。

① 就学前療育・保育の充実

ケアステーションかんざきでは、地域での専門的な施設として就学前の障害のある子どもの相談・療育等を行っており、今後も療育を必要とする子どもの受け入れ態勢を整え、療育施設としての機能の向上を図ります。

また、子どもの能力を最大限に伸ばすことを目的とし、健康福祉課・ケアステーションかんざき・保育所・幼稚園・教育課で構成される就学サポート委員会を通じ相互に連携し、情報交換、協力体制づくりを推進します。

保護者同士のネットワーク促進のため情報交換会や療育研修会等を実施し支援します。

② 障害のある子どもの教育の充実

（ア）療育訓練事業の充実

ケアステーションかんざきでは、学童期にある子どもに対しても継続して障害に応じた療育サービスを提供していきます。また、質の高い支援が行えるよう訓練内容や回数を充実させていきます。

(イ) 適正な就学相談の充実

障害のある子ども及び保護者との就学相談等を通じて意見を聞いたうえで、保護者の意向や障害の状況等に配慮し、総合的に判断して、適正な就学指導を実施します。

(ウ) 特別支援教育への対応

障害種別に応じた特別支援学級の計画的・段階的な整備と拡充を図ります。さらに、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症等にも対応した指導・支援体制の充実に取り組み、各関係機関と連携します。

(エ) 教職員の資質及び専門性の向上

教育課とケアステーションかんざきとの連携により、特別支援教育についての知識の習得及び資質の向上を目的として、すべての教職員を対象に、研修等への参加を働きかけます。

③ 不登校・ひきこもり等への対応

発達障害の二次障害をはじめとして、不登校・ひきこもり等の方々は、多人数の場で自分をうまく表現できない社会不適應の状態に陥りやすいことが知られています。この状況が長期間続くと、学校や職場に限らず、家庭での生活も困難になることがあります。

健康福祉課ではひきこもり・外出困難等の家族を抱え同じ悩みを持つ方々を対象に、参加者同士の交流を通じて、相談相手や仲間になることで、家族の孤立を防ぐことを目的とした家族会を平成23年に立ち上げました。この家族会と関係機関が連携し、早期対応や必要な場合は受診、治療につなげていきます。また、偏見の解消や孤立防止のため地域での啓発や見守り体制を構築していきます。

④ 一般就労・福祉的就労の促進

ハローワークや神河町商工会等関係機関との連携を強化し、障害のある人の雇用・就労の場の拡大に努めます。

役場等の公共機関において、庁内関係課と連携しながら障害者雇用を促進します。

また、福祉的就労の質的向上に向けた行政の取り組みとして、優先して福祉施設に町の事業等を委託する「町の優先発注」に取り組みます。

特別支援学校卒業生や在宅障害者の実態、ニーズを把握し、一般就労を目指す「就労移

行支援」や一般就労が難しい人が訓練を行う「就労継続支援」の利用につながるよう関係機関との連携強化を図ります。

⑤ 就労支援ネットワークの構築

神崎郡自立支援協議会を活用し、就労前から就労後にわたって障害のある人の就労支援が図れる体制づくりを進めます。

障害のある人の雇用・就労に関する相談に対して適切な指導・助言や情報提供が行えるよう、ハローワークや職業自立センター、福祉事業所、行政等の関係機関によるネットワークを形成し、相談体制の充実を図ります。

4. 安全で安心できるまちづくり

障害のある人が地域で自立した生活を送り、社会参加を拡大していくためには、建物、道路、交通機関等における様々な障壁（バリア）を取り除き、安心して安全な環境を整備することが大切です。

年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもと、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」等に基づき、安全で快適に過ごせるような福祉のまちづくりを進め、環境の整備を図ります。

また、地震や豪雨をはじめとした大規模な自然災害への対策や障害のある人が犯罪や事故等に巻き込まれることがないようなシステムづくりを進めていく必要があります。

このため、地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、きめ細かな情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

① バリアフリーのまちづくり推進

ユニバーサル社会づくり協議会を通じ、障害のある人を含め、すべての住民が利用しやすいよう、トイレや通路の傾斜等への配慮をした施設整備を呼びかけます。

既存公共施設については、「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を進めます。また、新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、だれもが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。

また、安心・快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備・改善を要請していきます。

② 安全・安心支援体制の整備

避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について啓発・広報を行うとともに、地域における緊急時の避難誘導等支援活動の体制を整備していきます。

災害時要援護マニュアルの整備と周知をはじめ、民生委員児童委員や自主防災組織、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体等との連携体制づくりを進め、地域ぐるみによる防災体制の充実を図ります。

また、災害時要援護者マップシステムを導入し、災害弱者の居住地、家族構成、緊急時の連絡先等、安否の確認に必要な情報の把握に努めます。

福崎警察や各地区、団体等関係機関と連携し、地域における防犯体制の確立を図ります。



第5章 計画の推進体制

1. 庁内の推進体制

この計画は、保健・医療・福祉・教育・労働・建設等広範な分野にわたる総合的な施策の展開が必要となります。そのため、庁内関係課と密接に連携し、計画を総合的に推進します。

2. 地域との連携

この計画を推進していくため、社会福祉協議会をはじめ、医療機関、民生委員児童委員や地域団体、障害者団体、サービス提供事業所、企業等関係機関との連携を図ります。

3. 国・県等との連携

この計画の推進にあたっては、国及び県の動向を踏まえた適切な施策展開を図ります。

また、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援等、共通する課題に適切に対応できるよう、近隣市町及び県との連携を図ります。

4. 計画の進行管理

この計画の着実な実行に努めるため、健康福祉課において進行状況の取りまとめを行い、神崎郡自立支援協議会において計画の評価・点検を行います。

1. 神河町障害者計画策定委員会要綱

(平成 17 年 11 月 7 日要綱第 77 号)

改正 平成 23 年 6 月 17 日要綱第 24 号

平成 23 年 12 月 28 日要綱第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者福祉に係る諸事業の充実に向けた神河町障害者計画(以下「計画」という。)を策定するため、神河町障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、前条に規定する計画の案を策定する。

(1) 障害者等の状況

ア 障害者の年齢別構成の動向と問題点

イ 障害者の障害種別・程度別の動向と問題点

ウ 就業・雇用の動向と問題点

(2) 公的施策・サービスの状況

ア 保健・医療・福祉サービスの状況と問題点

イ 障害者に対する教育の状況と問題点

ウ 雇用対策・職業訓練等の状況と問題点

エ 情報提供・広報活動の状況と問題点

オ 相談事業の状況と問題点

カ 障害者等に配慮した住宅や生活環境の整備の状況と問題点

キ 障害者の余暇活動対策の状況と問題点

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 識見を有する者

(2) 町議会議員

(3) 福祉施設関係者

(4) 障害者の代表

(5) 介護者の代表

(6) 社会福祉協議会の代表

(7) 町職員

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から計画が策定されるまでの期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長とする。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、第3条第1項に規定する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成23年6月17日要綱第24号)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日要綱第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

2. 神河町障害者計画策定委員会委員名簿

(委員長◎ 副委員長○ 敬称省略)

番号	区分	所属	氏名
1	識見を有する者	兵庫県精神障害者相談員	◎左近 和夫
2	〃	近畿医療福祉大学 教授	山田 州宏
3	〃	神河町民生委員児童委員協議会 会長	高崎 彌生
4	〃	姫路公共職業安定所 就業促進指導官	中野 克彦
5	〃	中播磨福祉事務所地域福祉課 課長	前渕 敏樹
6	町議会議員	神河町議会 議員	松山 陽子
7	福祉施設関係者	障害者支援施設「香翠寮」 施設長	内井 一也
8	〃	小規模作業所「ゆめ花館」 施設長	秋山 紀史
9	〃	ケアステーションかんざき チーフ	西本 寛
10	障害者の代表	神河町身体障害者福祉会 代表	○木村 武司
11	介護者の代表	中播磨峰の会 理事長	米 靖弘
12	〃	神河町手をつなぐ育成会 代表	一宮 由紀美
13	社会福祉協議会	神河町社会福祉協議会 会長	中野 正義
14	町職員	神河町役場 副町長	細岡 重義
15	〃	教育課 課長	谷口 勝則
16	〃	神河町地域包括支援センター 主任保健師	保西 瞳

(事務局)

番号	区分	所属	氏名
1	事務局	健康福祉課 課長	藤原 光生
2	事務局	健康福祉課 課長補佐	山田 雅宏
3	事務局	健康福祉課 主任保健師	宮寄 広恵
4	事務局	健康福祉課 係長	前川ゆかり
5	事務局	健康福祉課 主事	西村 千春

3. 障害福祉の計画のためのアンケート調査結果

① 調査の概要

(ア) 調査目的

- ・ 障害者の福祉向上のための施策・事業の推進・見直しの際の基礎資料とするために実施する。

(イ) 調査対象

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方（748人）

(ウ) 調査方法

- ・ 郵送による調査票の送付・回収を行った。
- ・ 調査期間は、平成23年6月24日（発送）～7月4日（投函締切り）

(エ) 調査基準日

- ・ 平成23年4月1日

② 回収結果

- ・ 調査票回収数 419 票
- ・ 調査分析対象数 398 票（有効回答率 53.2%）

所持手帳	有効回収数
身体障害者手帳	344
療育手帳	50
精神障害者保健福祉手帳	25
合計	419

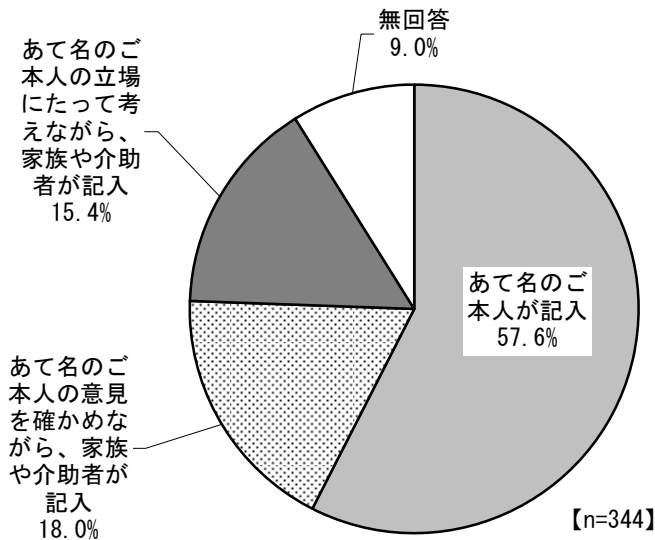
③ 備考

- ・ 質問に対して回答がなかったものを「無回答」と表記している。割合は無回答分も含めている。
- ・ 率表示の数値は四捨五入しているため、単数回答の項目でも合計が100%にならない場合がある。
- ・ 調査対象が限定されている項目については、回答対象者数を示すため、グラフ中に【n=〇〇】を記載している。

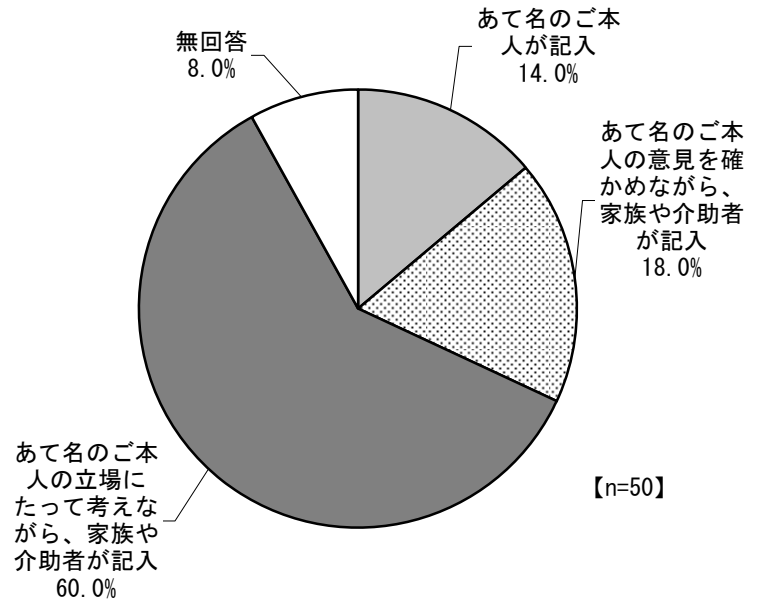
④ 調査結果

調査票にお答えになる方はどなたですか。(〇は1つ)

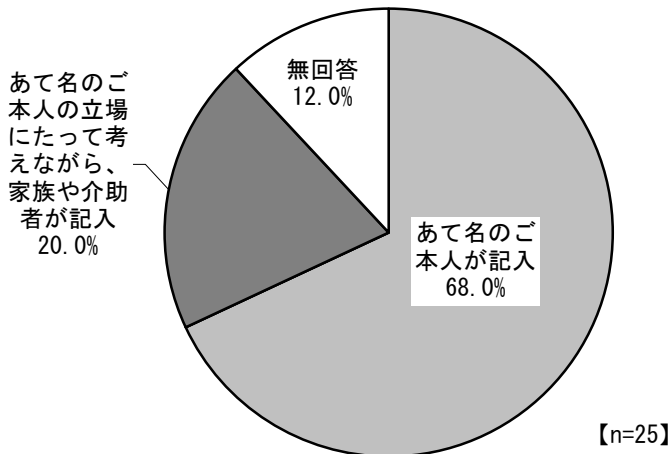
【身体障害者】



【知的障害者】

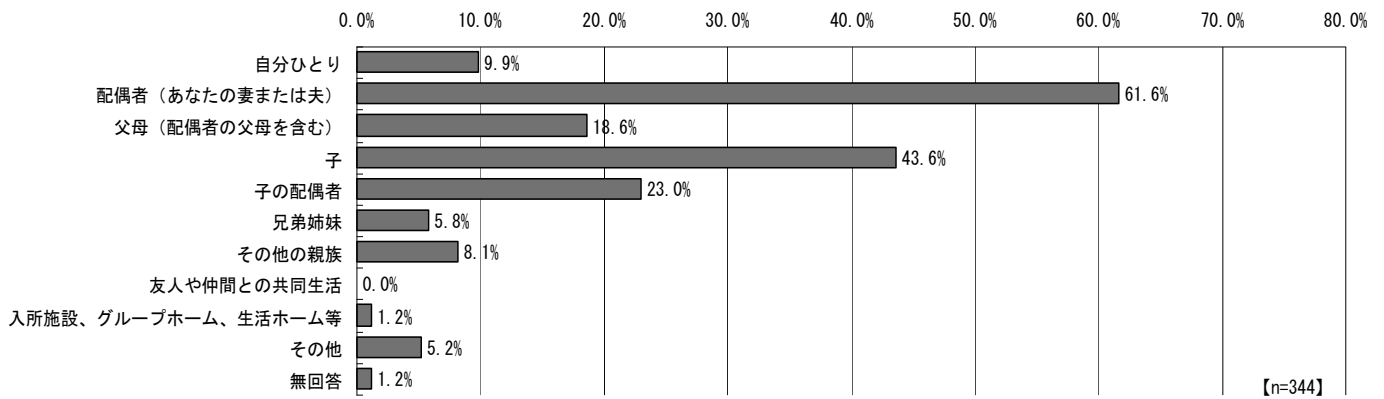


【精神障害者】

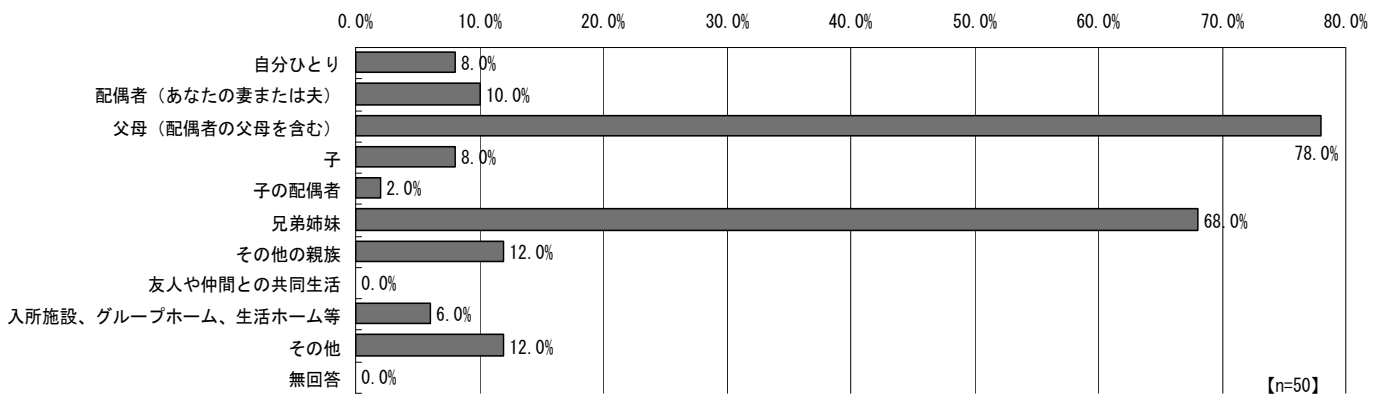


あなたと同居している方は。

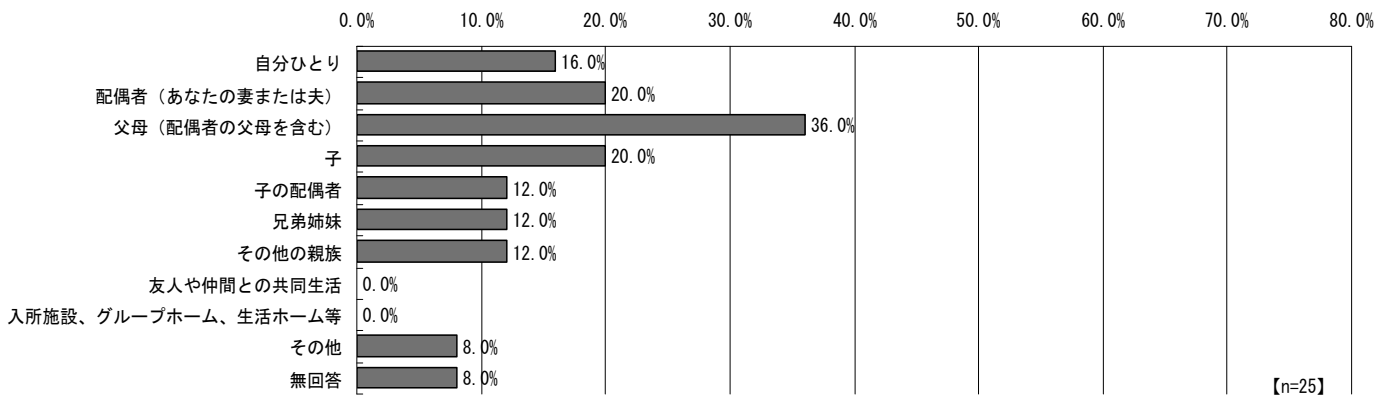
【身体障害者】



【知的障害者】

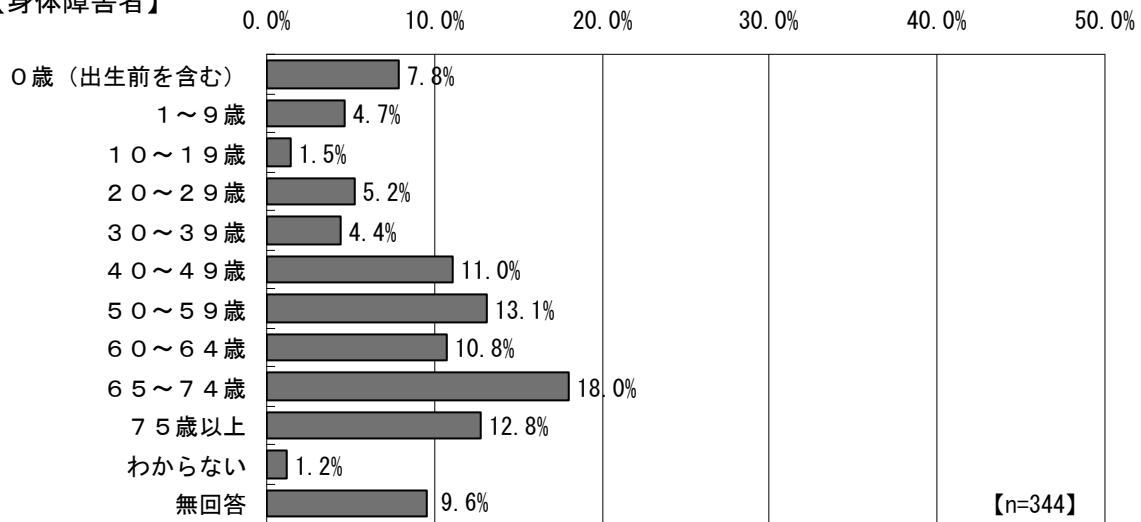


【精神障害者】

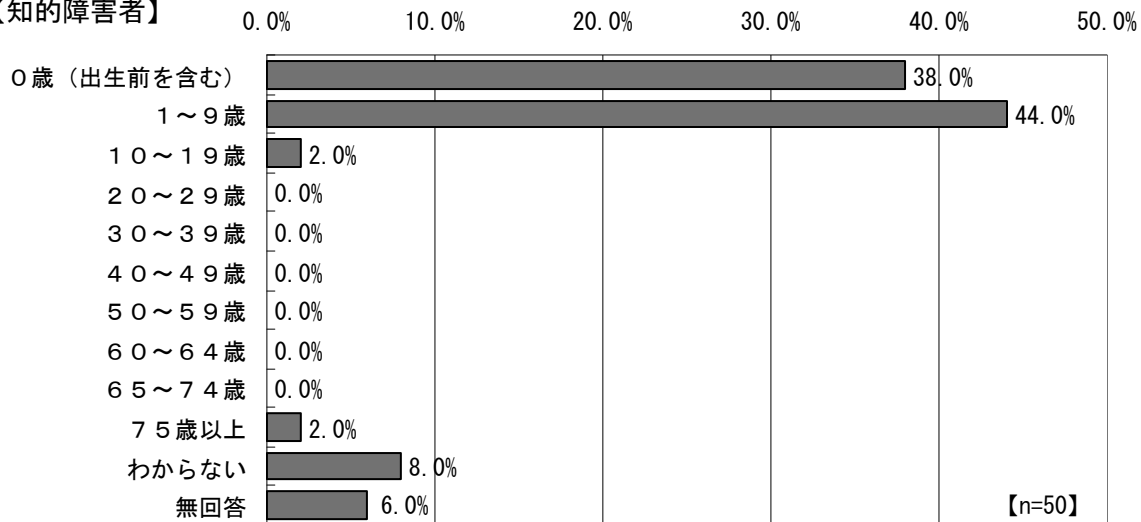


あなたの障害についてお聞きします。障害が生じたのは何歳のときですか。(〇は1つ)
 2つ以上の障害のある方は、障害の発生が早い方を選んでください

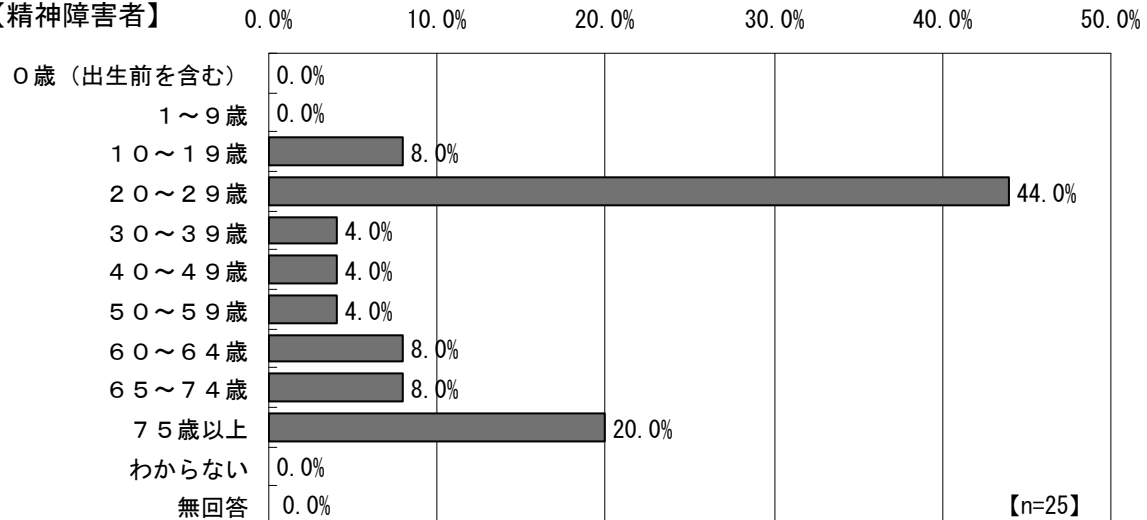
【身体障害者】



【知的障害者】



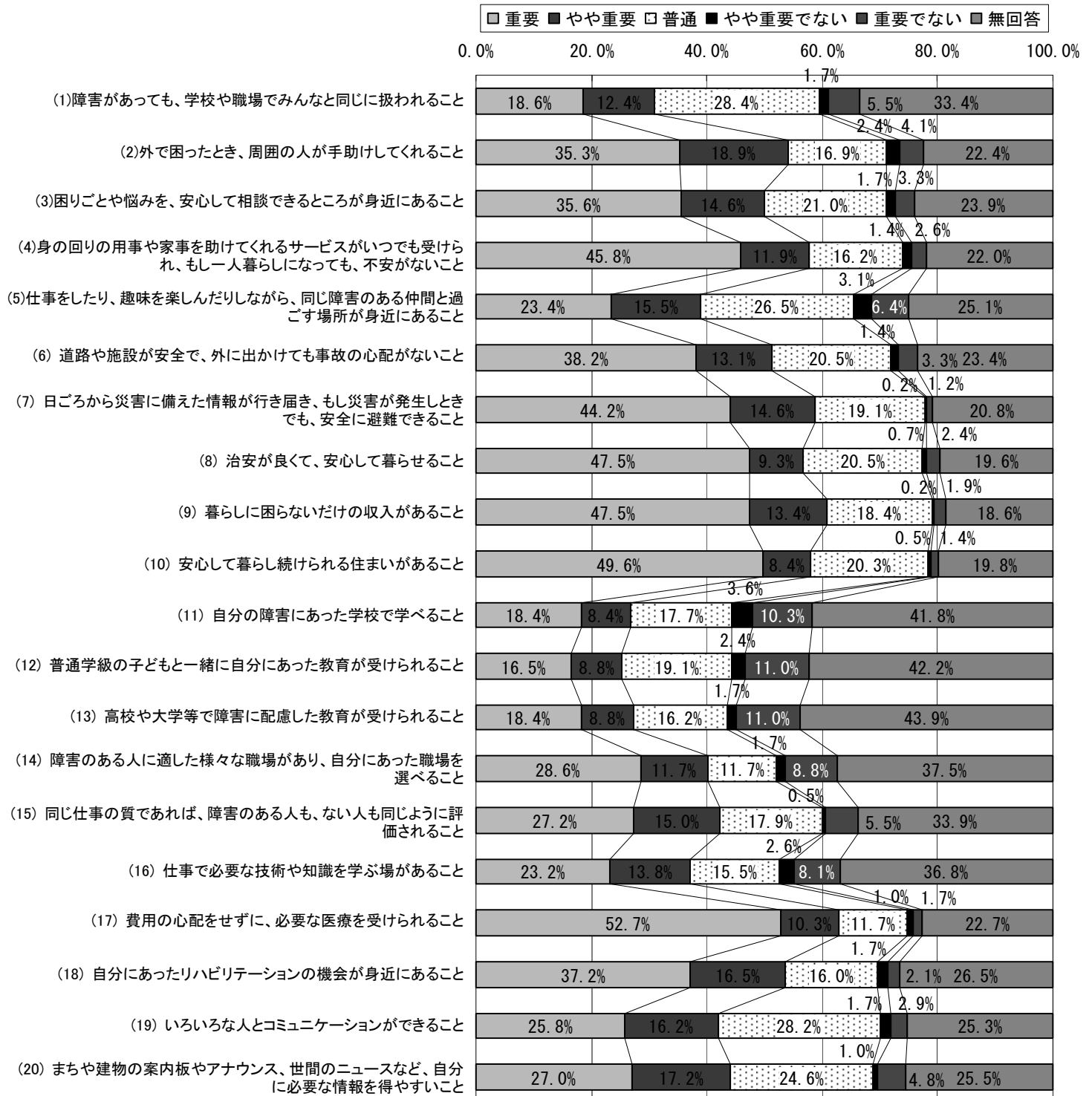
【精神障害者】



次の(1)~(20)までのことは、あなたにとってどのぐらい重要ですか。

それぞれ、「1重要」から「5重要でない」のなかから、あてはまるものを選んでください。(○は1つ)

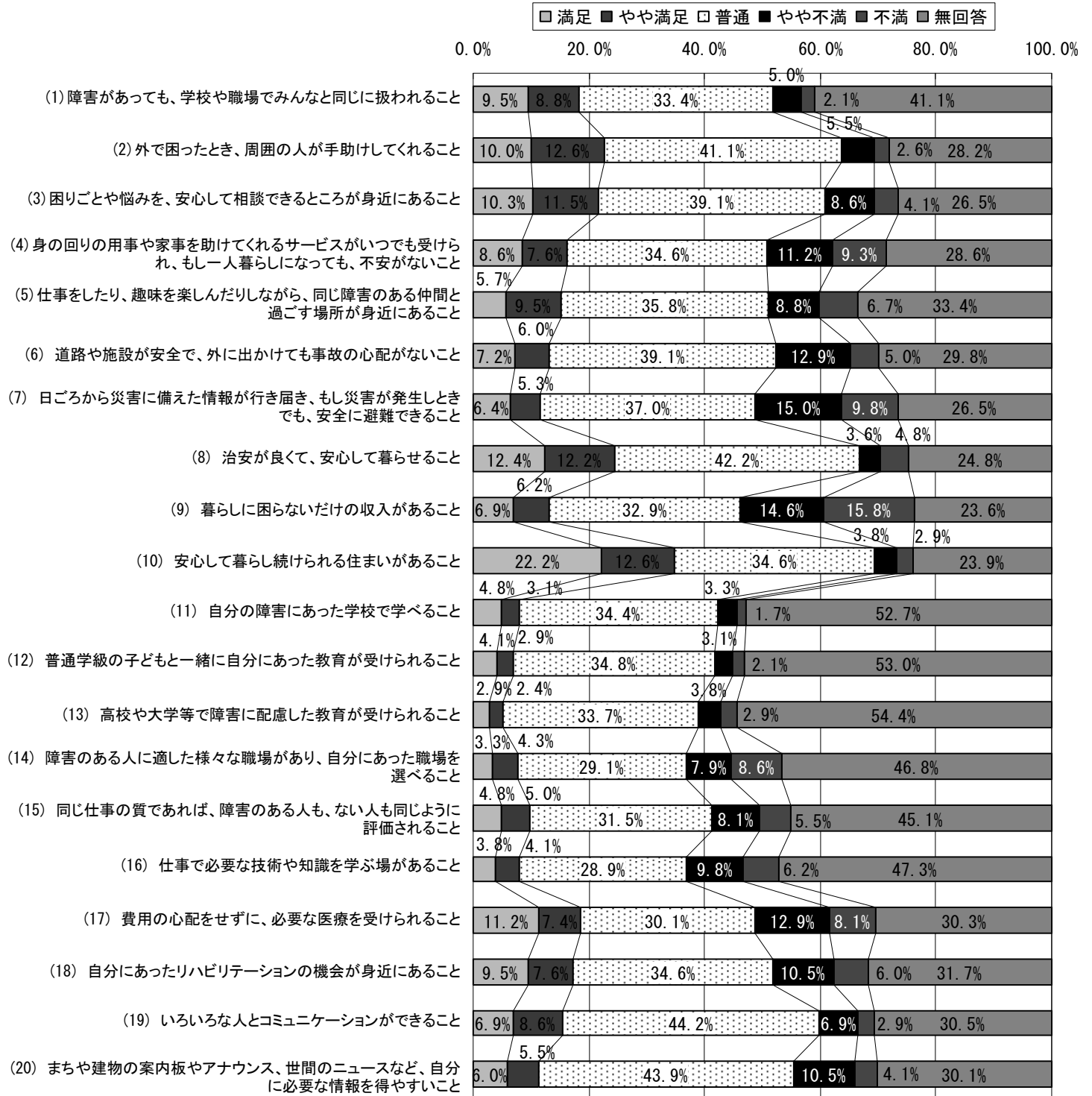
【3障害】



【n=419】

次の(1)～(20)までのことは、現在、あなたはどの程度満足していますか。
「1満足」から「5不満」までの5段階でおこなってください。(○は1つ)

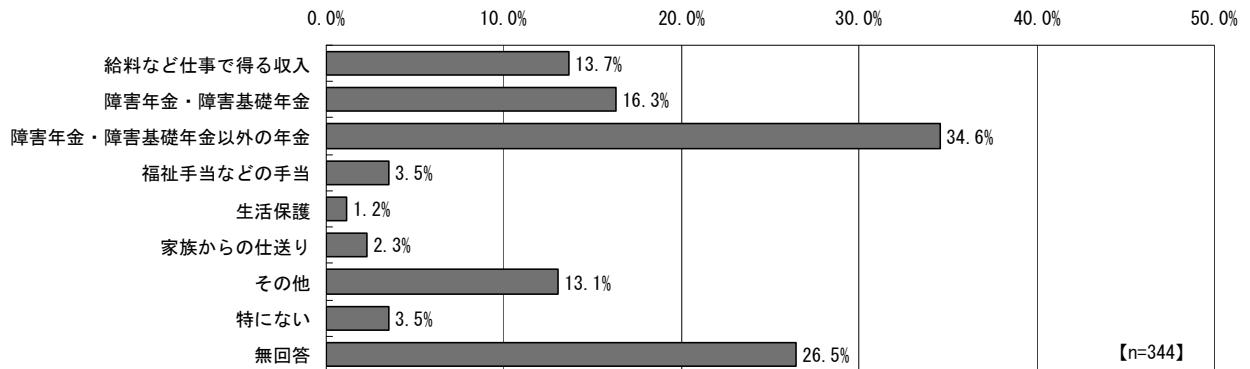
【3障害】



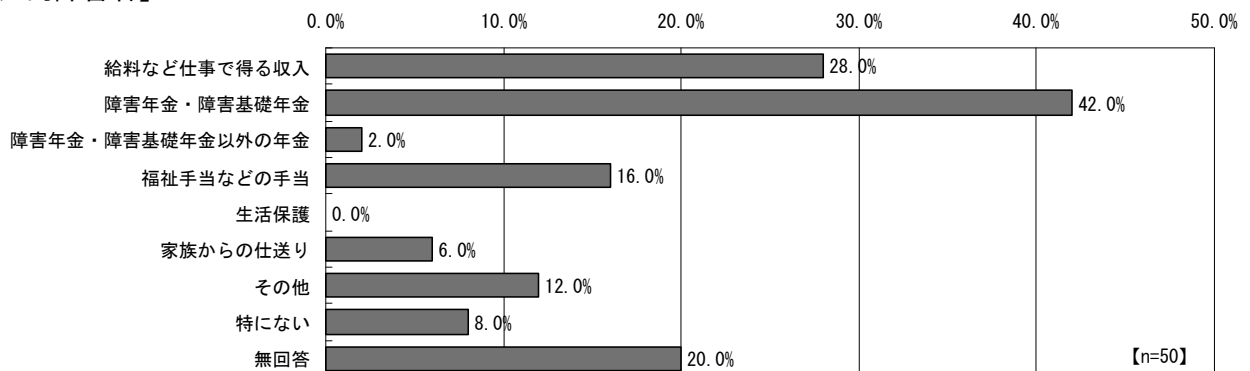
【n=419】

あなたの収入源は何ですか。

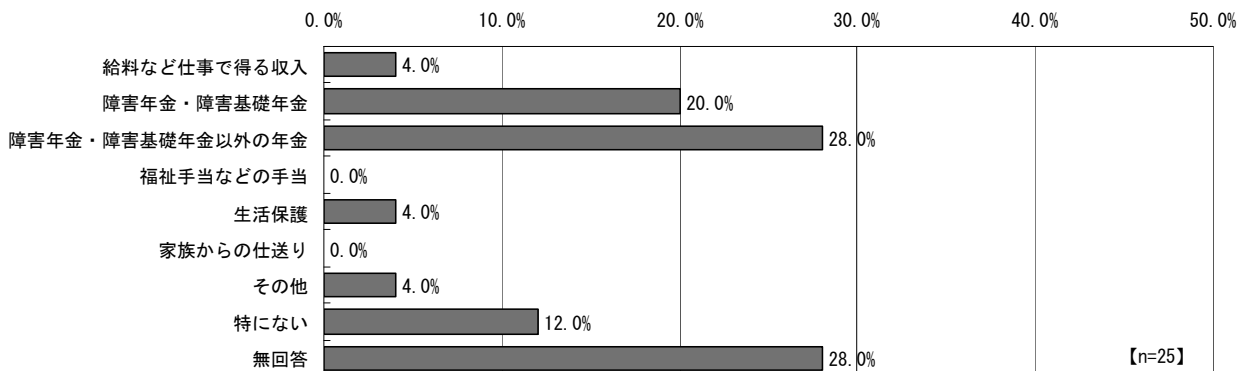
【身体障害者】



【知的障害者】



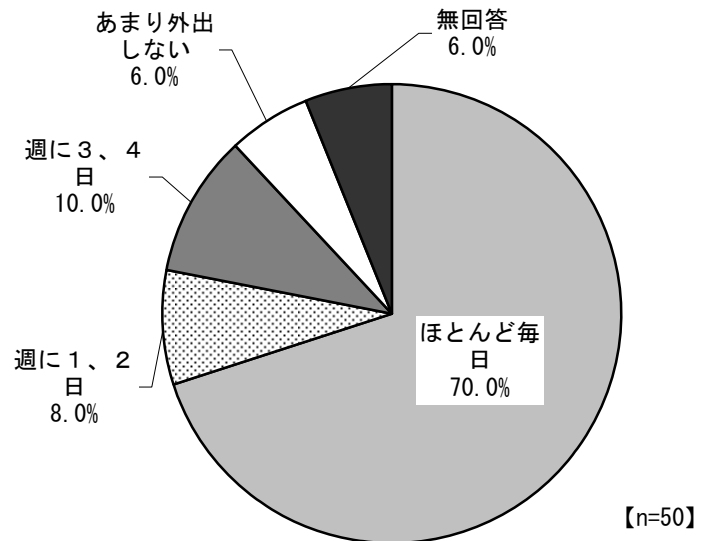
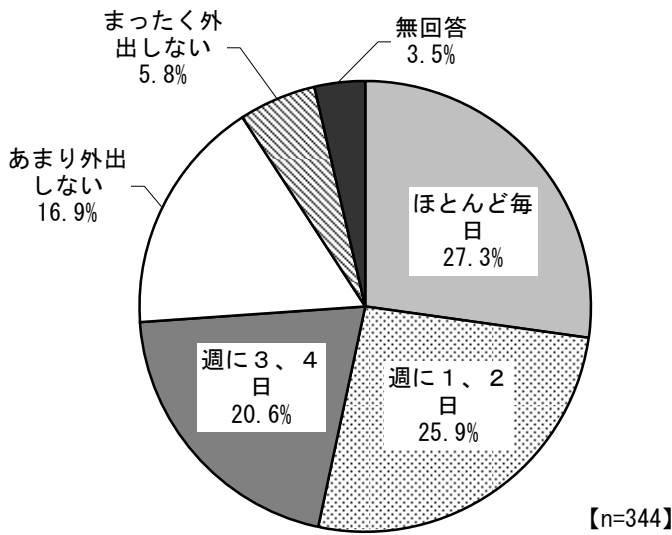
【精神障害者】



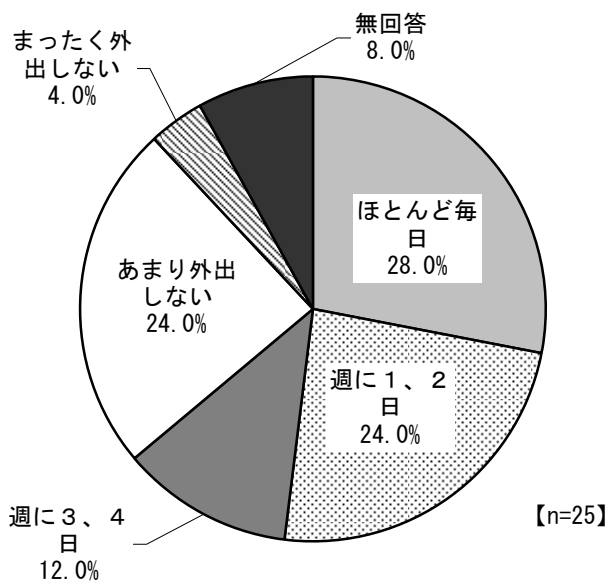
ふだん、あなたは1週間しゅうかんに何日なんにちぐらい外出がいしゅつしますか。(○は1つ)

【身体障害者】

【知的障害者】

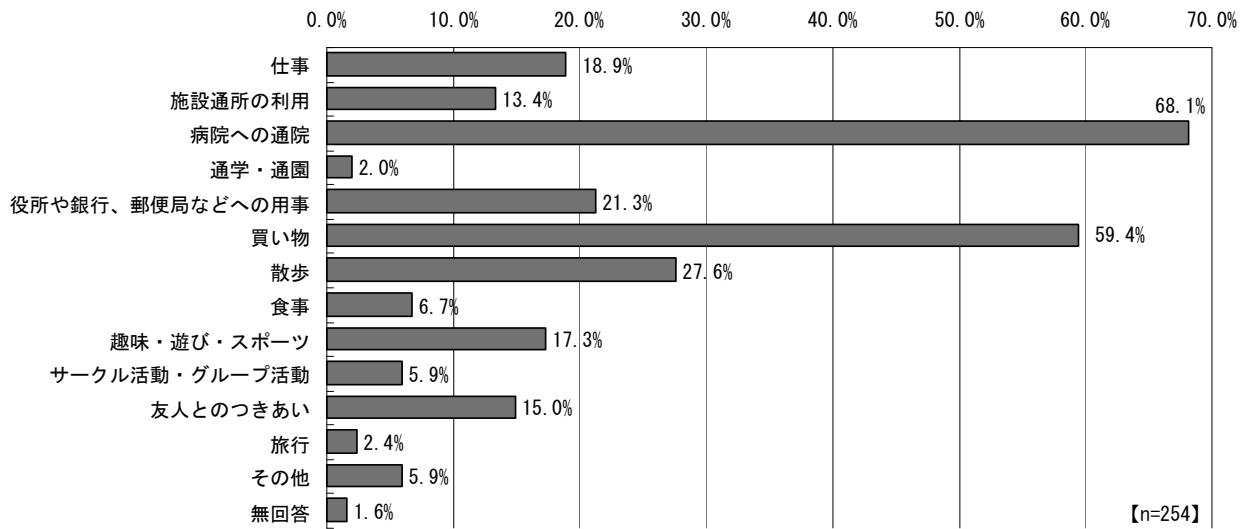


【精神障害者】

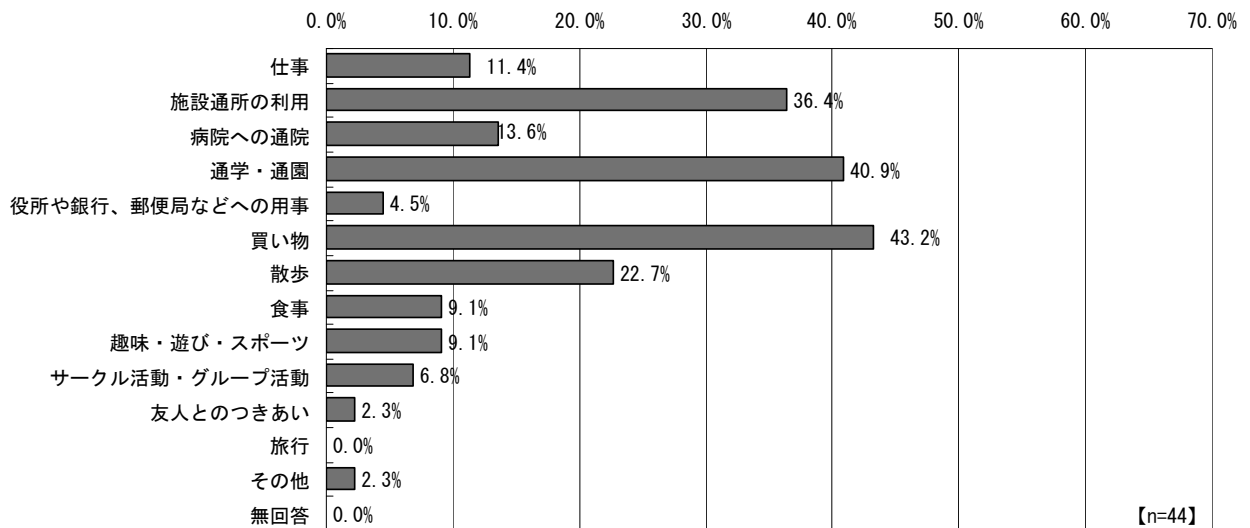


がいしゅつ かね さま まようじ もくぎ がいしゅつ おお
 外出される方にお聞きします。どのような用事や目的で外出することが多いですか。(〇は4つまで)

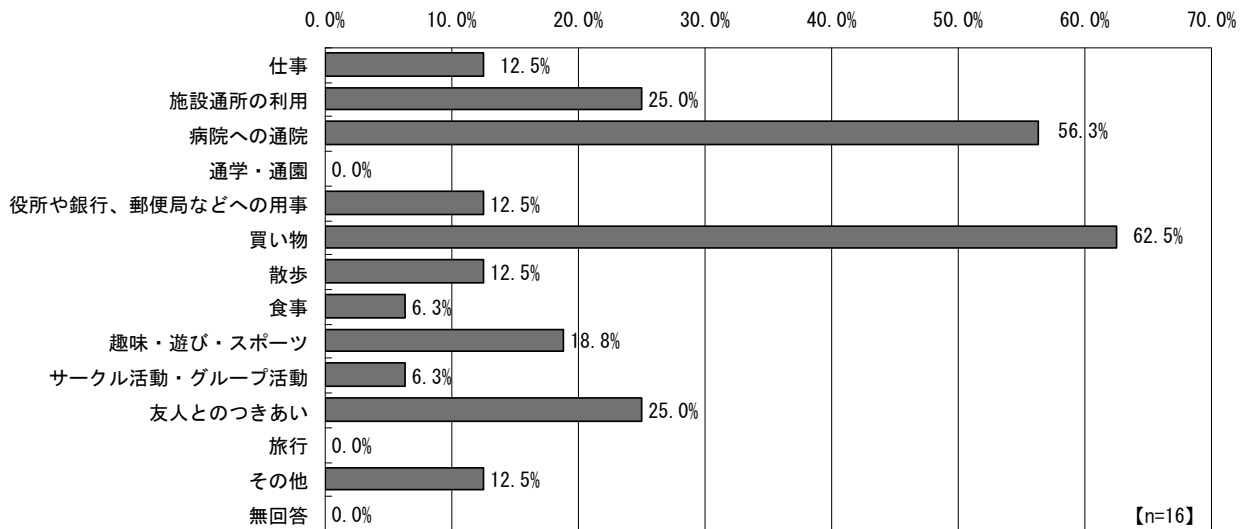
【身体障害者】



【知的障害者】

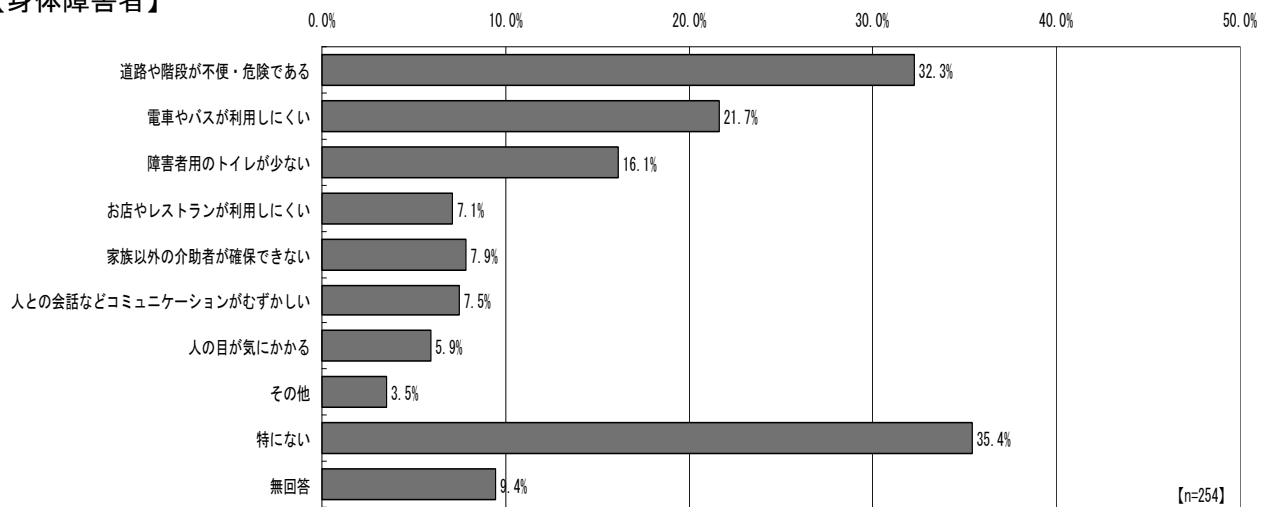


【精神障害者】

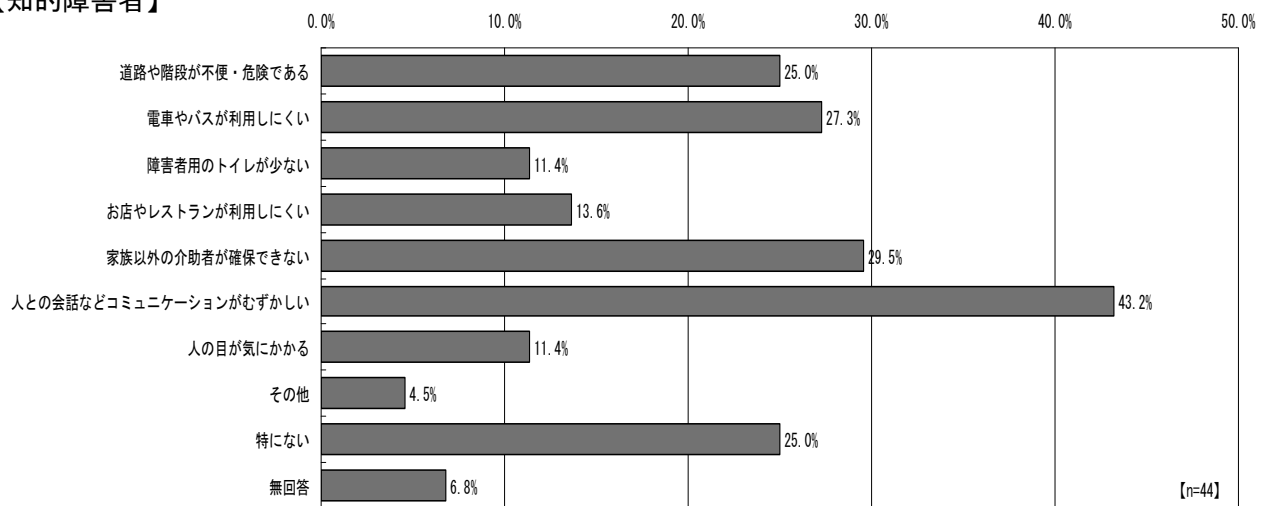


外出される方にお聞きします。あなたが外出したとき、何か困ることがありますか。
 (〇はあてはまるものすべて)

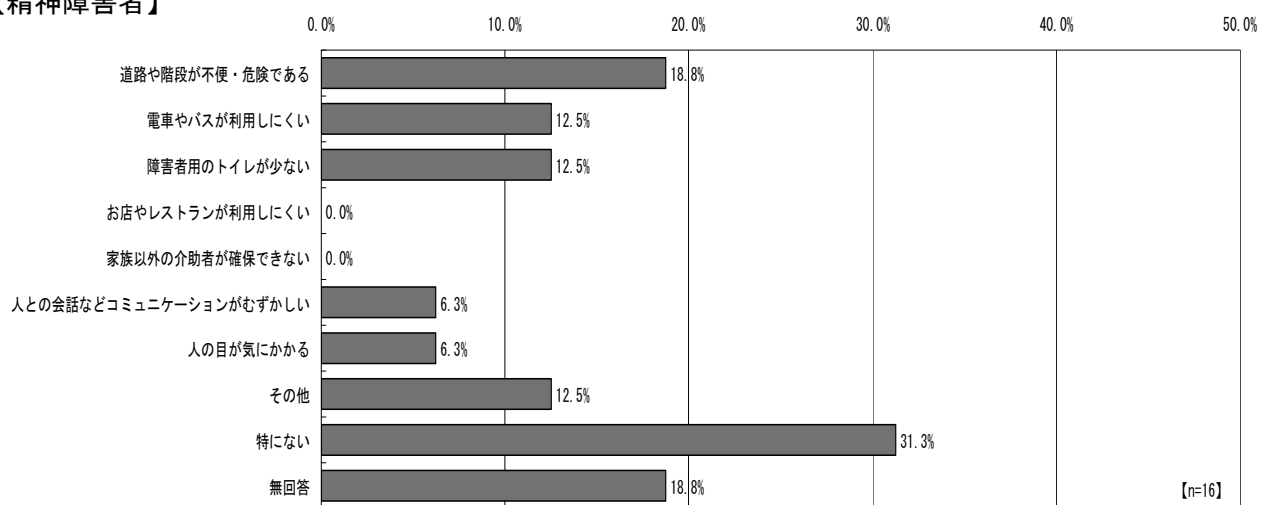
【身体障害者】



【知的障害者】

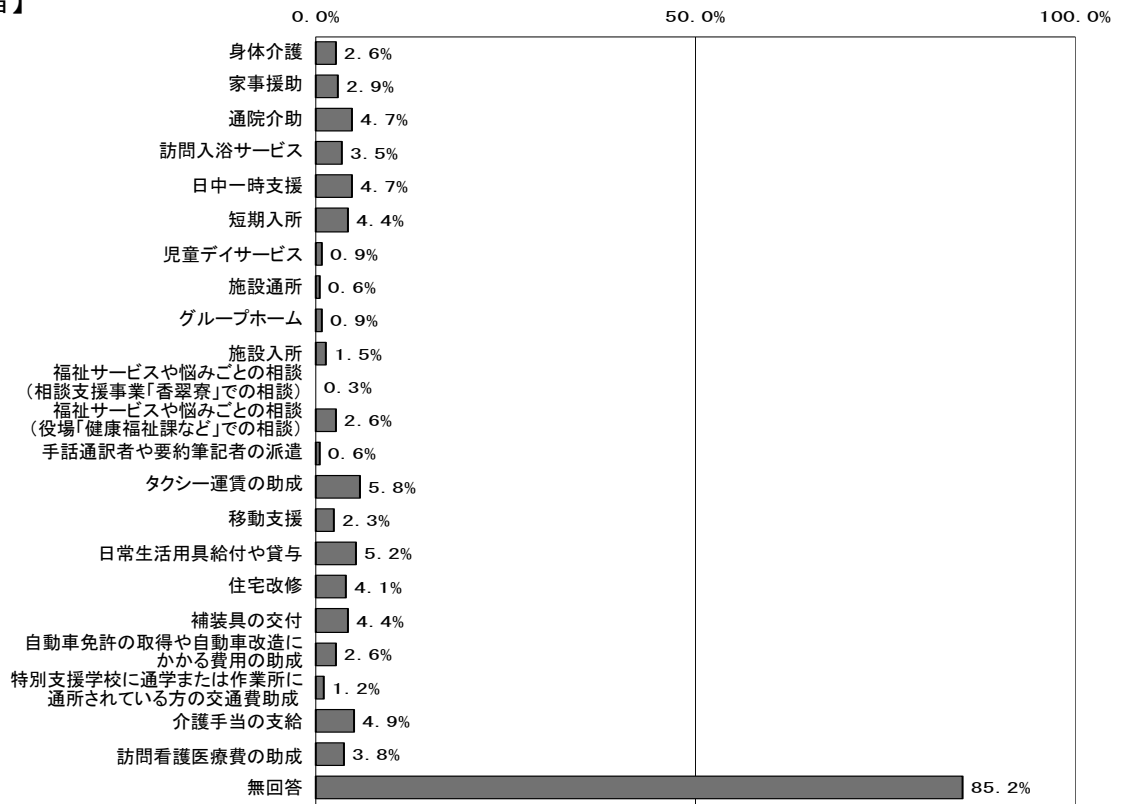


【精神障害者】



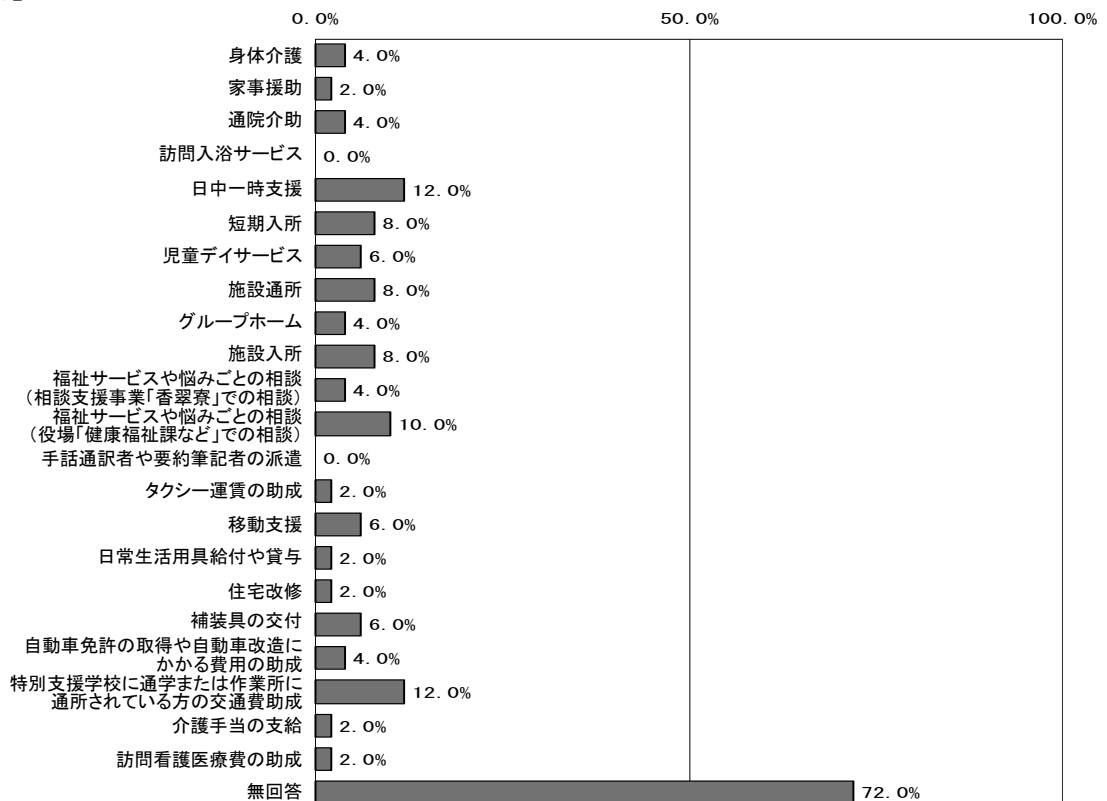
あなたは今後、引き続き利用したい、あるいは新たに利用してみたい障害福祉サービスはありますか。
 (〇はあてはまるものすべて)

【身体障害者】



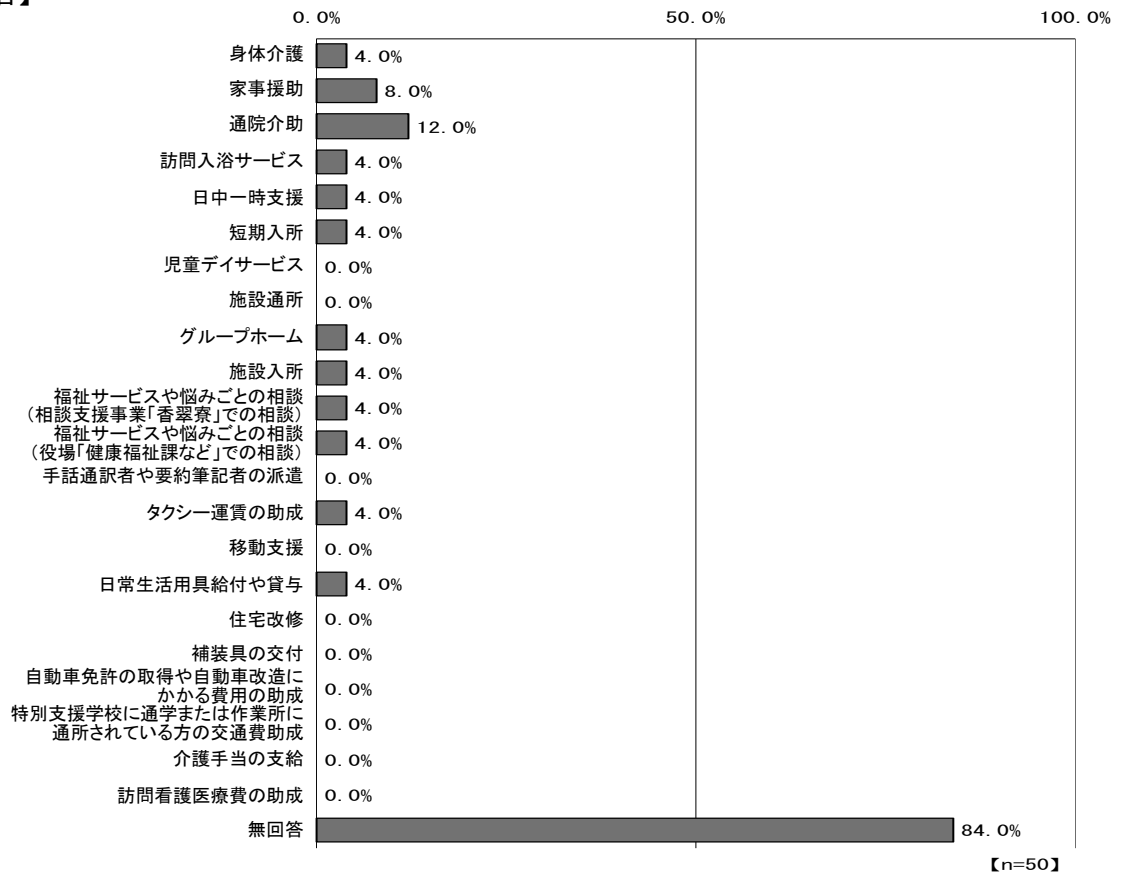
【n=344】

【知的障害者】



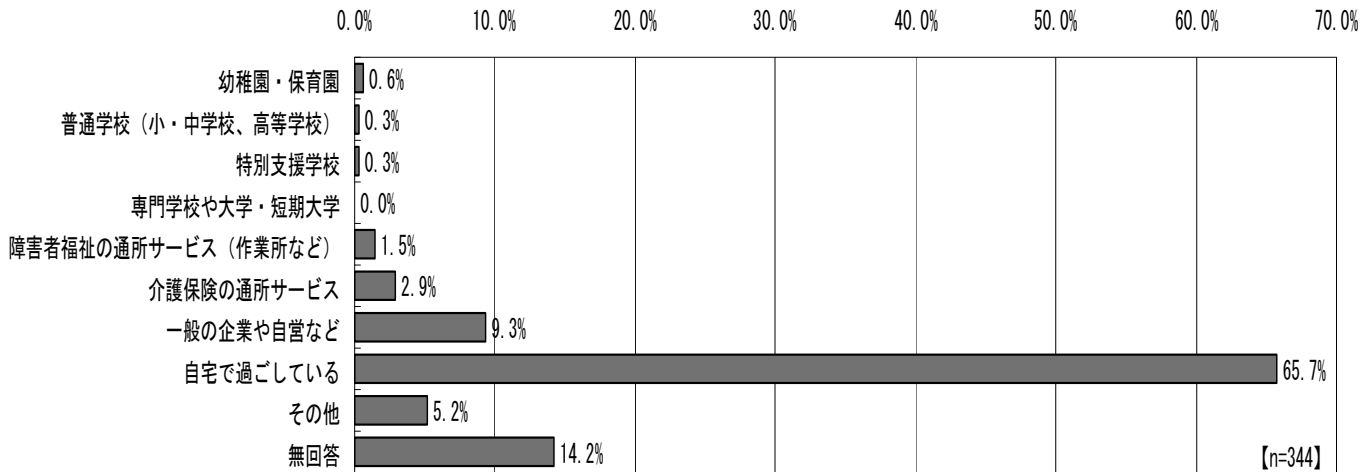
【n=50】

【精神障害者】

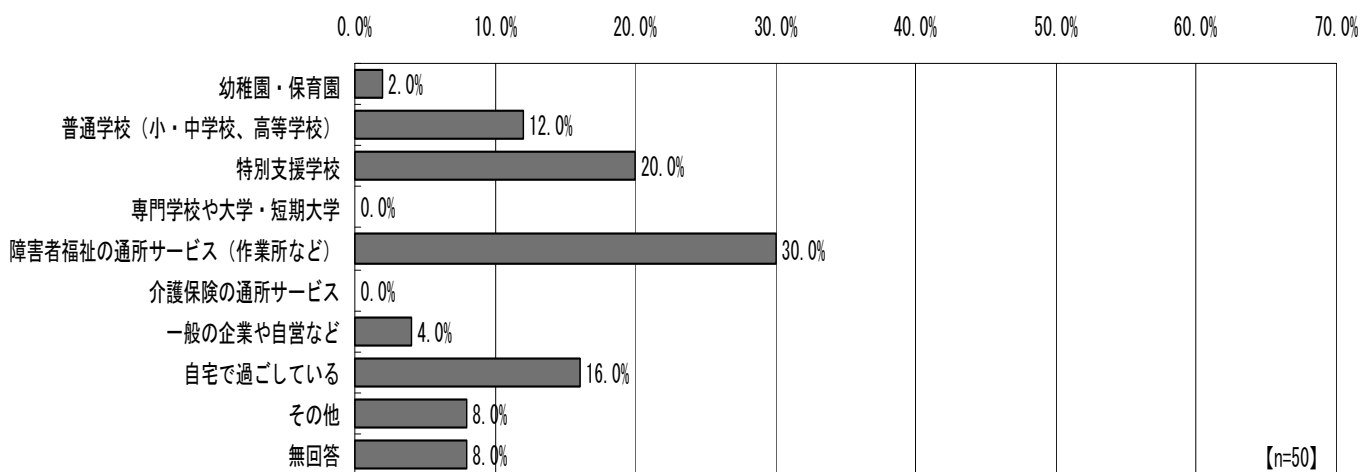


あなたは現在、日中を主にどのような活動をして過ごしていますか。(〇は1つ)。

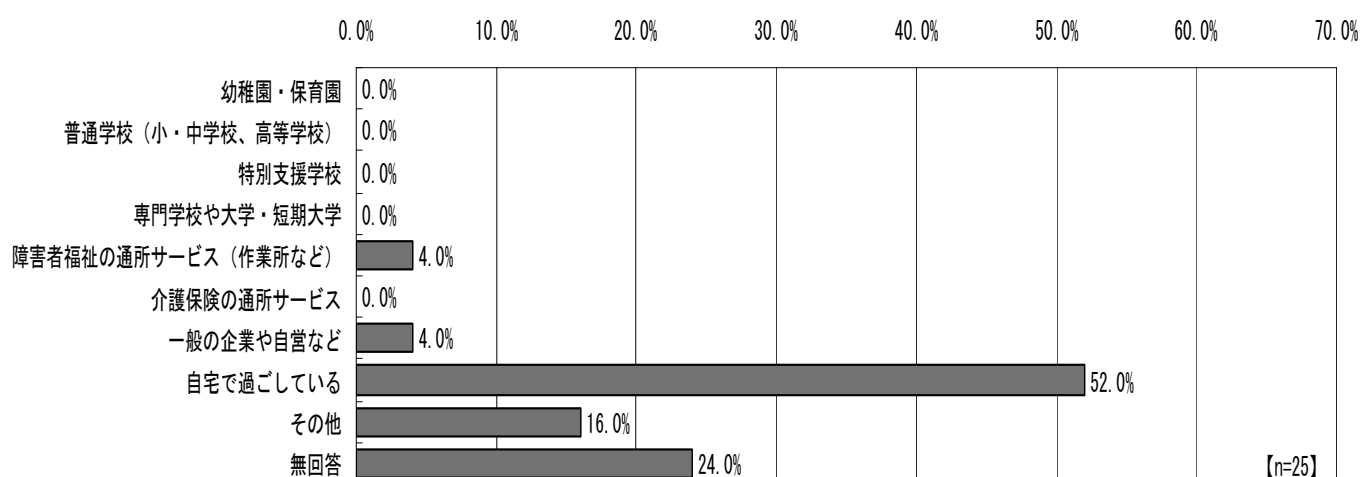
【身体障害者】



【知的障害者】

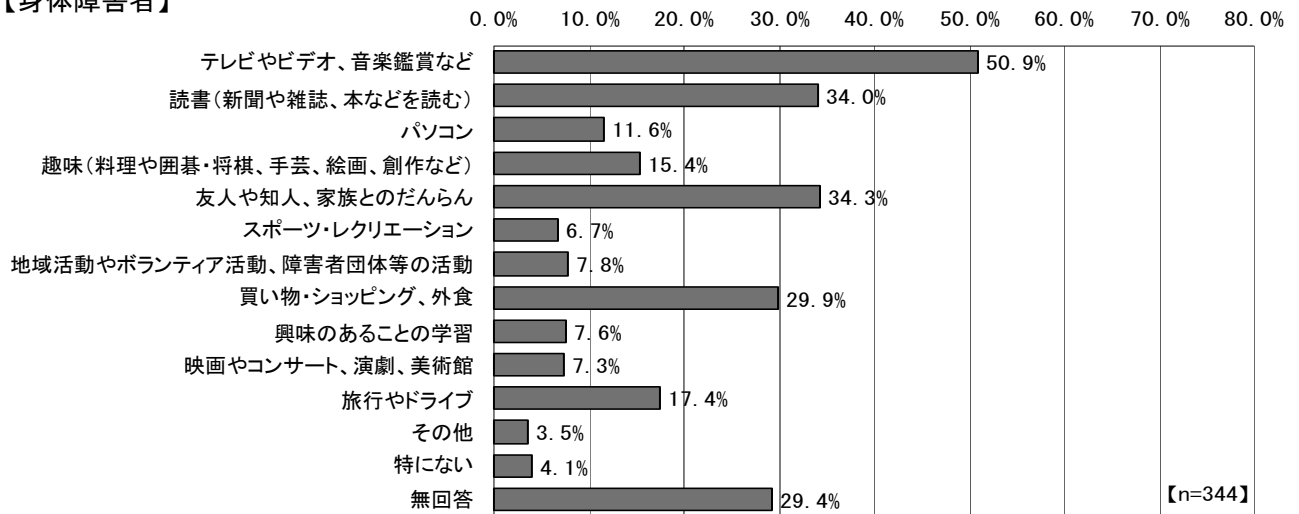


【精神障害者】

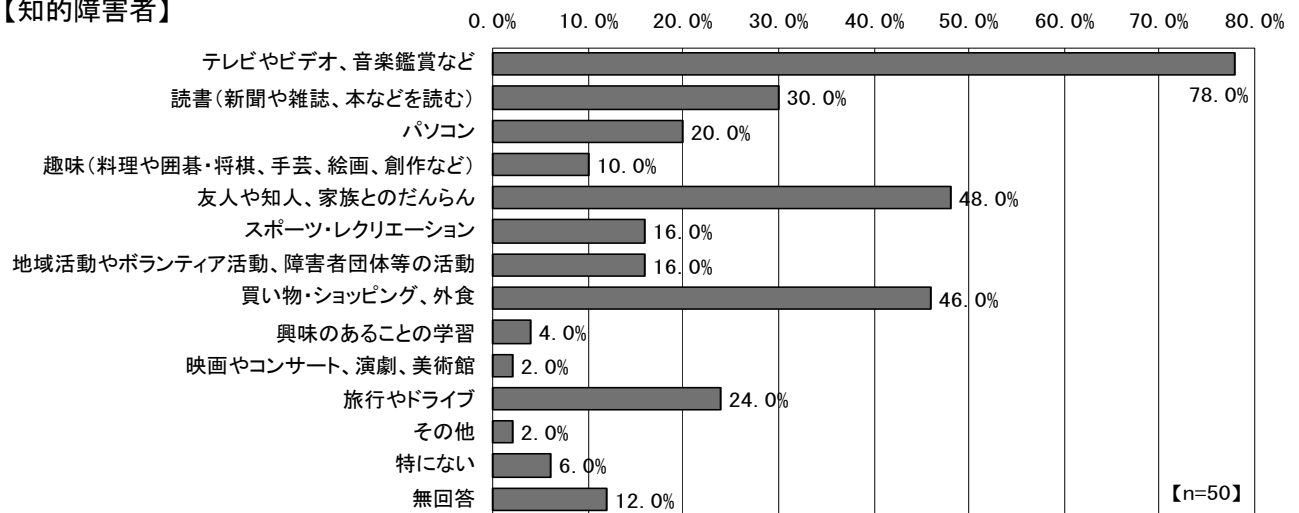


あなたは、自由時間をどのように過ごしていますか。(〇はあてはまるものすべて)

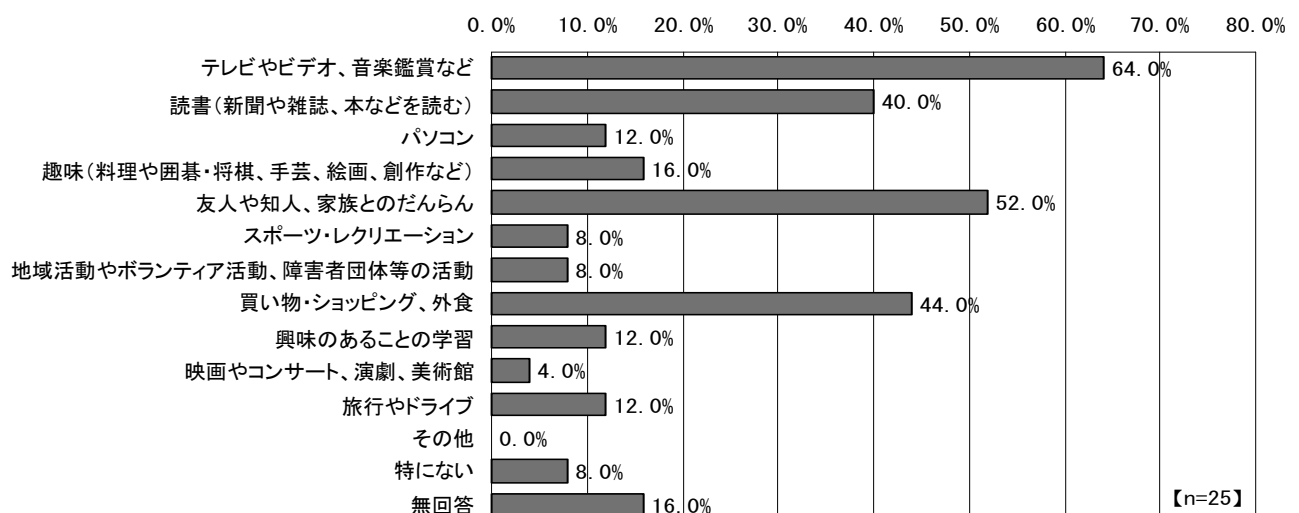
【身体障害者】



【知的障害者】

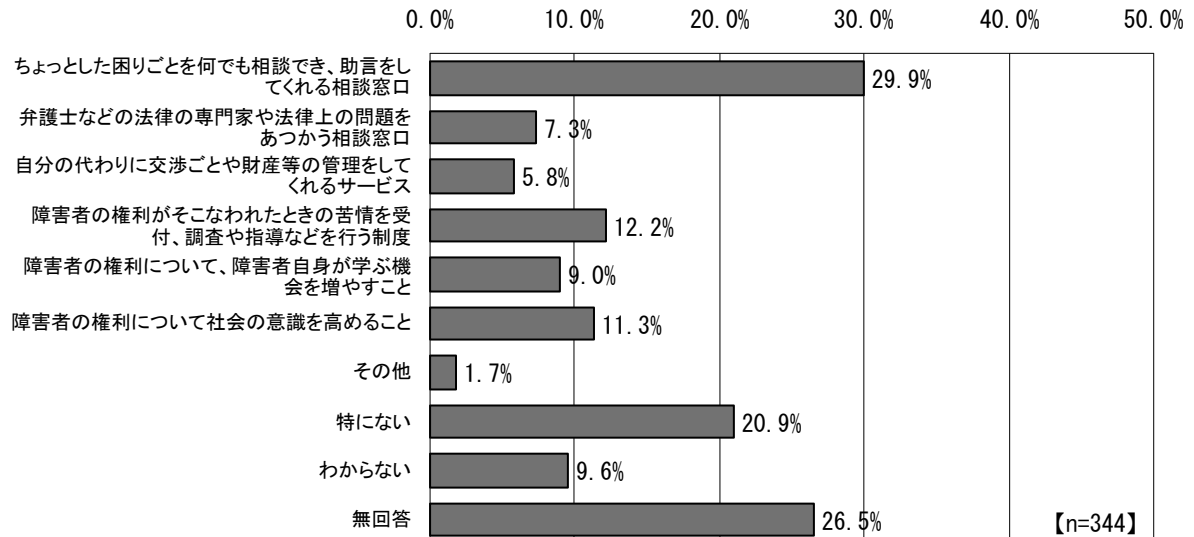


【精神障害者】

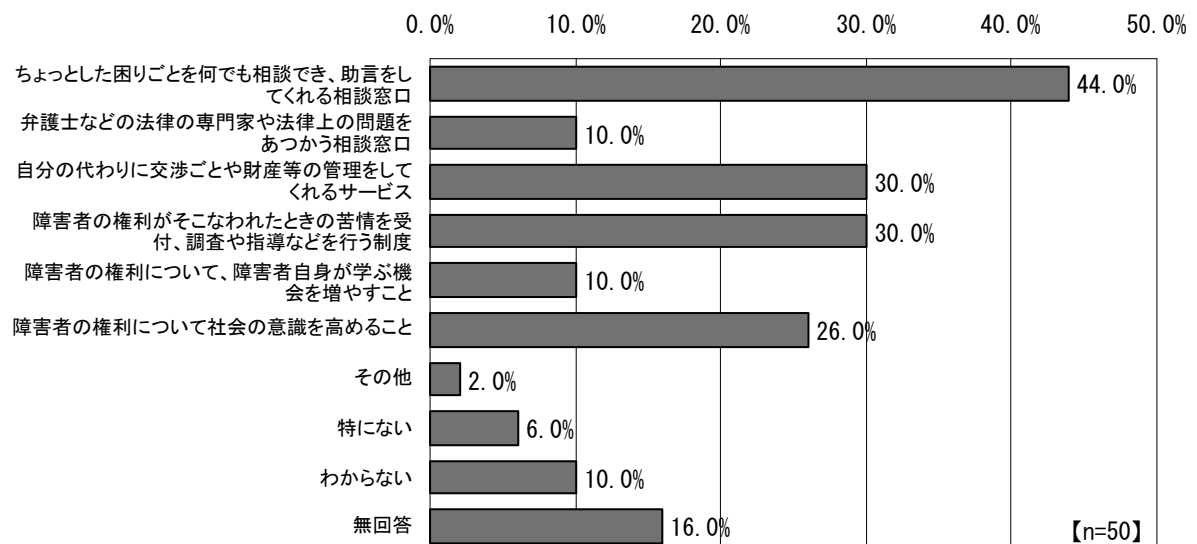


あなたの権利がうばわれたり、損なわれたりしないようにするために、どのような手助けや取り組みがあるとよいと思いますか。(〇は3つまで)。

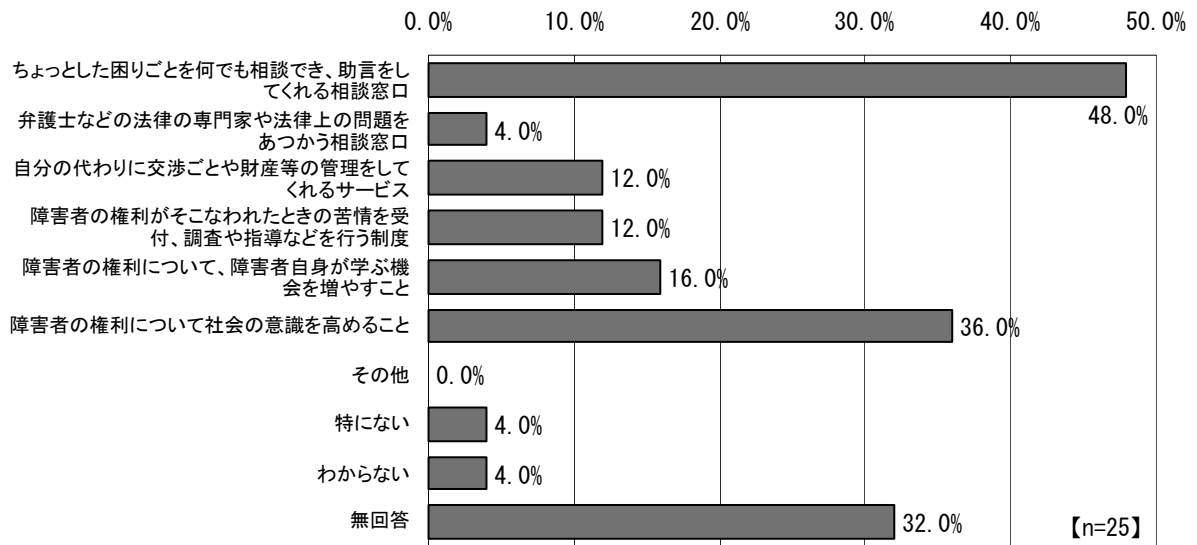
【身体障害者】



【知的障害者】

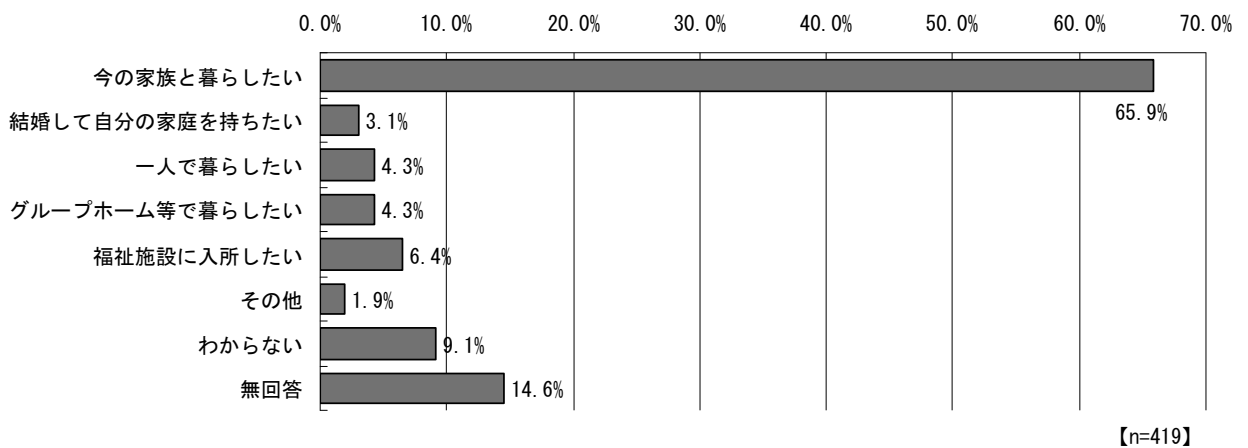


【精神障害者】



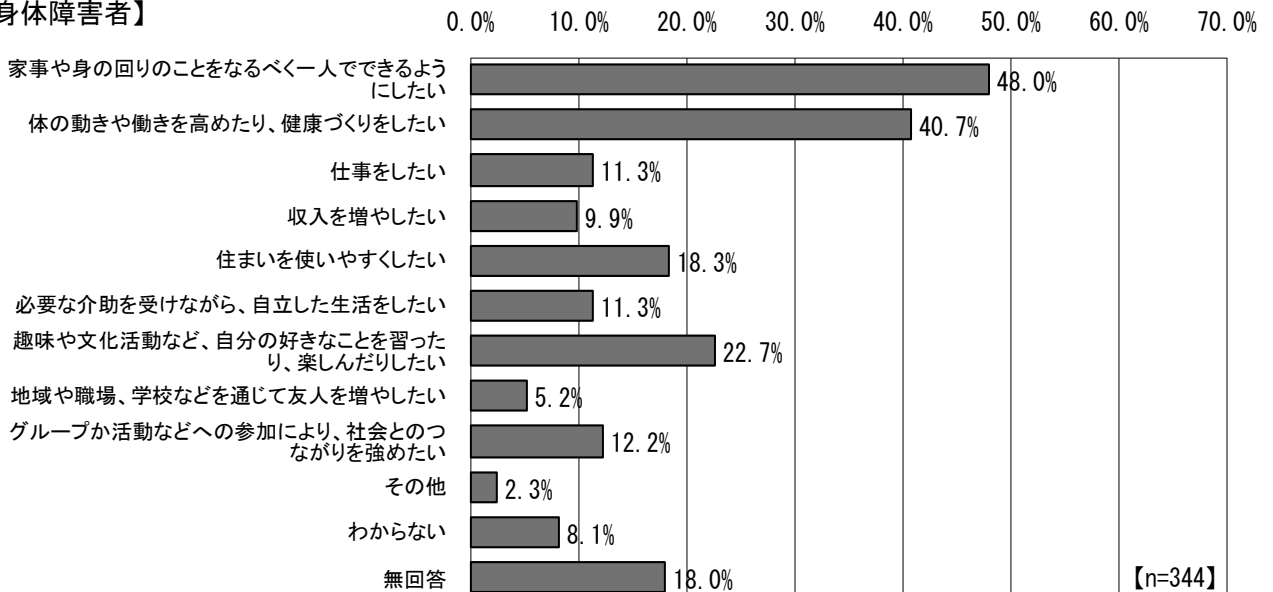
あなたはこれからどのように暮らしたいですか。(○はあてはまるものすべて)

【3障害】

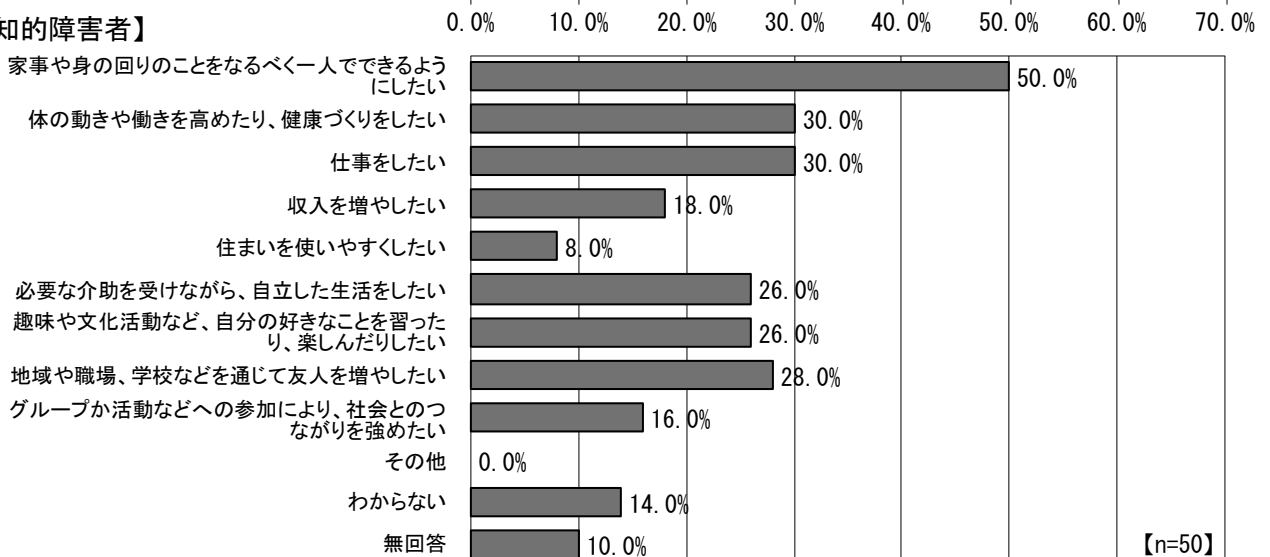


あなたはこれから、どのような活動に取り組んでいきたいですか。(〇はあてはまるものすべて)

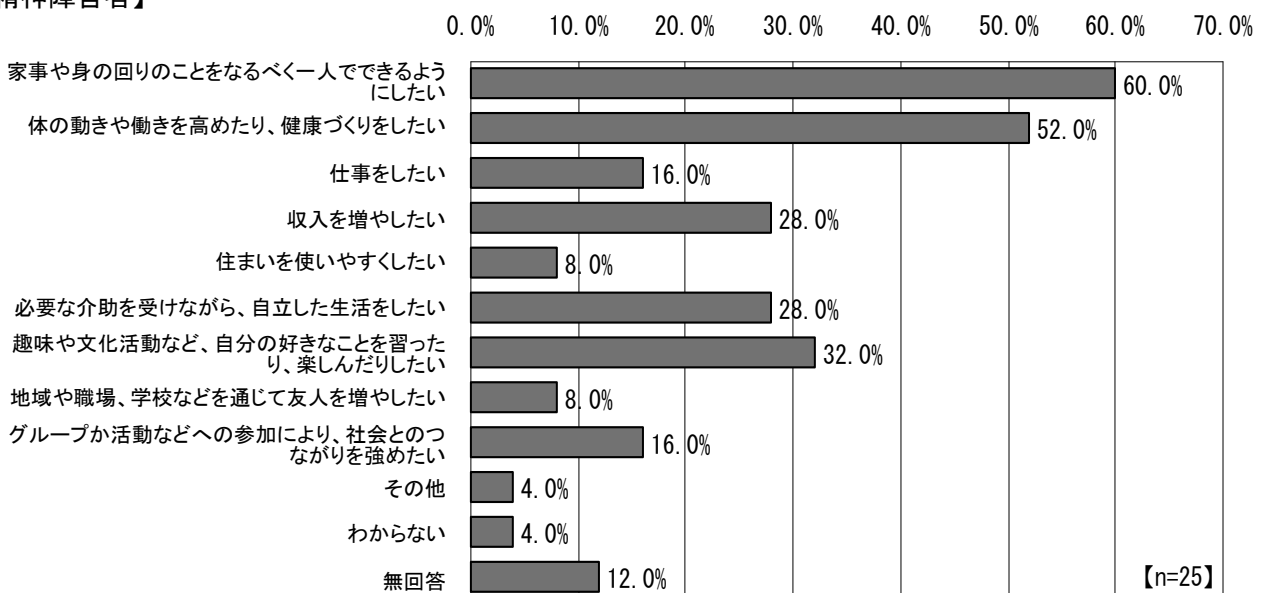
【身体障害者】



【知的障害者】

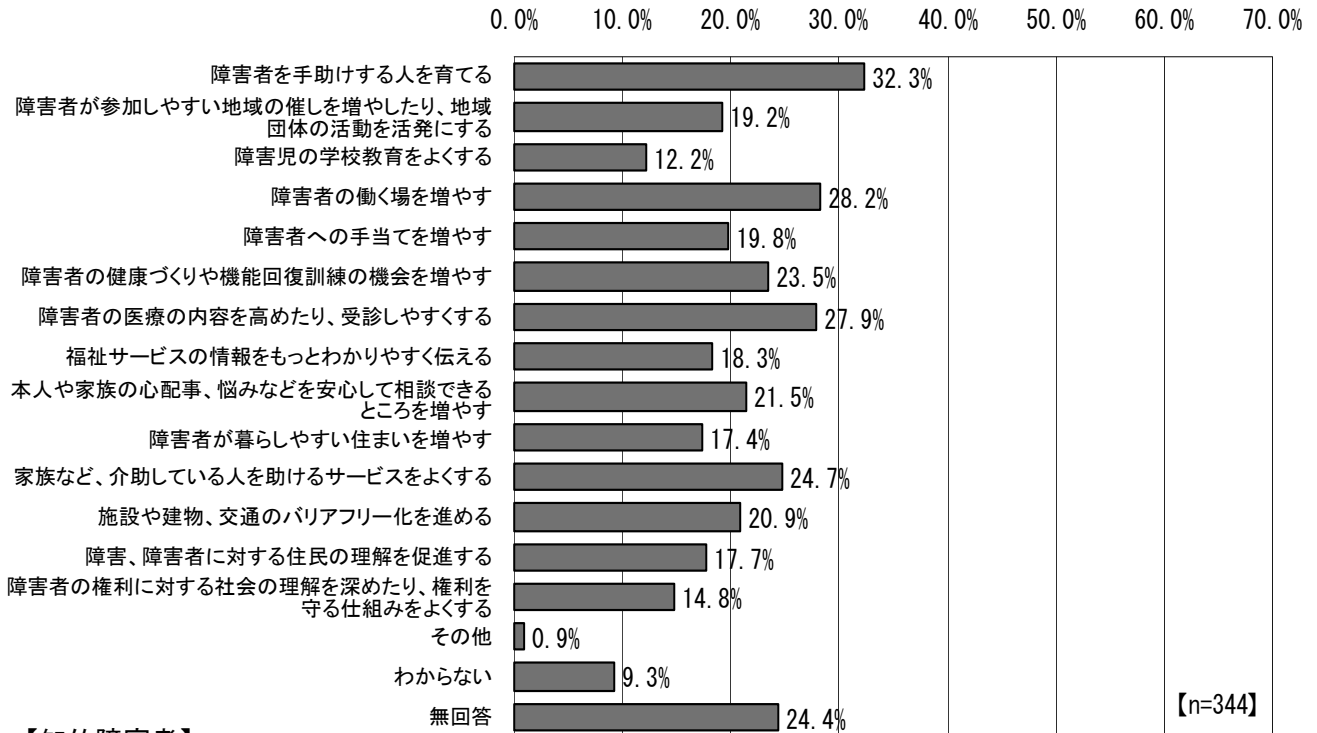


【精神障害者】

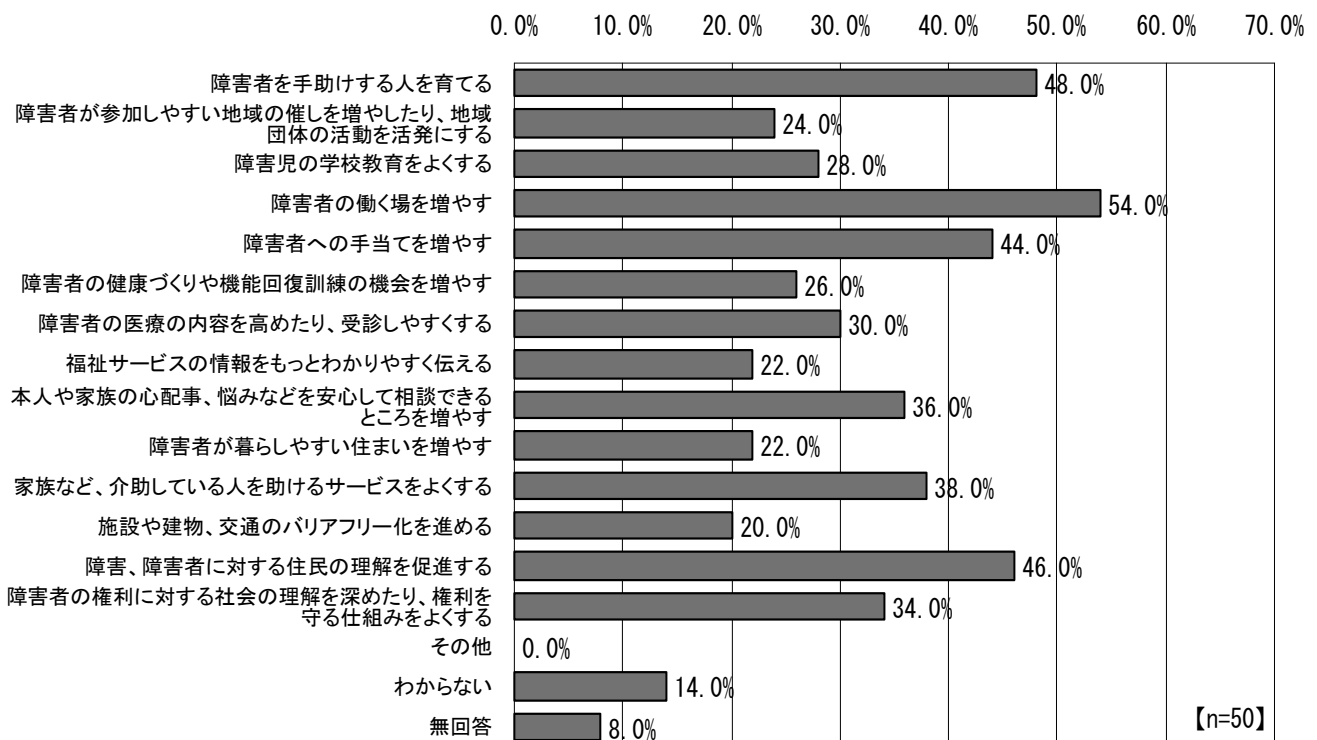


あなたは、障害のある人もない人も、自立して共に社会に参加し、自分らしく生きることのできる社会とするために、特に何が重要だと思いますか。(〇はあてはまるものすべて)

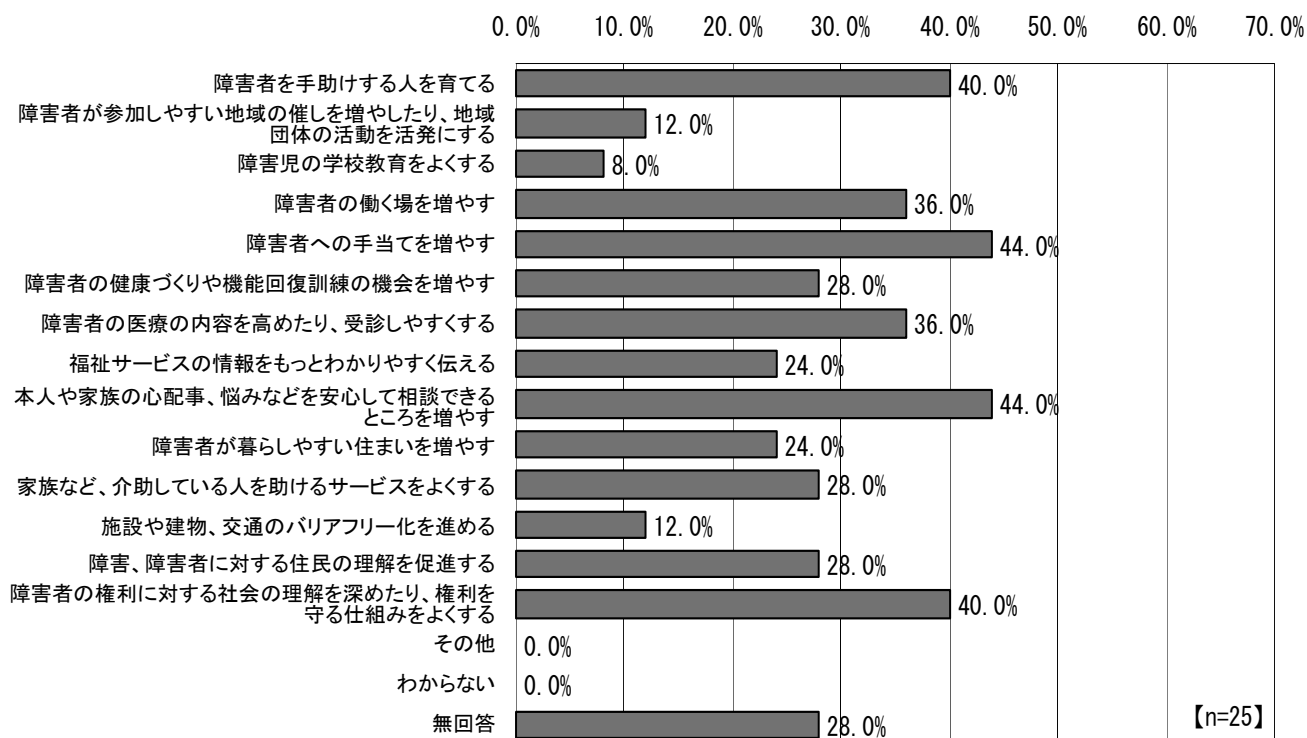
【身体障害者】



【知的障害者】



【精神障害者】



4. 事業所・当事者及び保護者ヒアリング

(1) 事業所ヒアリングの概要

障害のある人への理解の促進

- ① 精神障害に対する理解活動の促進（教育、啓発、交流）

地域における生活支援の充実

- ① 業務を管理する人材がない→スタッフの増員は困難である（負担金の問題）
- ② 保護者の相談できる場を設ける
- ③ 役場、事業所等の連携が重要である
- ④ 住み慣れた地域で暮らし続けるための施設やしきみを確立する
- ⑤ 成年後見制度等の制度を利用しやすく（手続きの簡素化）する
- ⑥ 作業所職員が利用者の送迎運転者を兼務している
- ⑦ 加齢とともに症状が悪化するケースが多い
- ⑧ 自治体間でのサービス格差の解消
- ⑨ 職員数が少数であり、増員したいが資質等で採用が難しい
- ⑩ 雑務に追われ、時間外での仕事が多い
- ⑪ 研修や新しい知識等を得る機会がない
- ⑫ 利用者の高齢化に伴う介護保険制度の施設への移行の調整が必要
- ⑬ 施設利用者のうち、当事者家族とともに行政担当課との適切な連絡・連携が必要
- ⑭ 事務量の増大・複雑化による職員の忙しさの解消
- ⑮ 早朝から午後 10 時頃までの一時預かりに対応できないケースがある
- ⑯ 非正規職員のスキルアップと処遇をどうするか
- ⑰ 自立支援法の評価と反省を踏まえた新法へ期待する
- ⑱ 正規職員、非正規職員を含めた人事管理の徹底が必要
- ⑲ 障害者の高齢化に伴う「障害者介護」のサービスの展開が必要
- ⑳ 障害児の宿泊を伴うサービスの提供事業所がない

社会参加・自立に向けた支援体制づくり

- ① 発達障害を診る医師がない
- ② 増加している発達障害児の対応をどうするのか
- ③ 利用者からは、給料（工賃）のアップの声がある
- ④ グループホームの設置
- ⑤ 短期入所等のニーズが高く、利用者の要求に応じられない
- ⑥ 医療ケアの施設（病院）が近隣に無い
- ⑦ 学校卒業後の活動の場の確保が難しい

(2) 当事者及び保護者ヒアリングの概要

地域における生活支援の充実

- ① 緊急時にショートを利用したいが、現実には中々利用が困難である
- ② 高校生になると、通学が困難になるのではないかと心配である
- ③ 今の相談先は、事業所や学校である
- ④ 町内に一時預かりの施設が欲しい（特に土曜、日曜）
- ⑤ プール利用料が有料になったのが残念である

社会参加・自立に向けた支援体制づくり

- ① ケアホームが身近な地域に欲しい
- ② 町内に施設の充実した作業所があればいい
- ③ 24 時間体制の施設が町内に欲しい
- ④ 就学すると、他の児童についていけないか不安である
- ⑤ 子どもが、将来自立できるようにしておきたい
- ⑥ グループホームがあればいい
- ⑦ 親亡き後のことが心配である
- ⑧ 将来的には調理等のヘルパーが必要になるのではないかと
- ⑨ 自分は耕作しないので、自家所有の田畑を将来どうすればよいか
- ⑩ 会員間のコミュニケーションがとれていない

安全で安心できるまちづくり

- ① 障害者（災害弱者）の避難先の確保
- ② 公共施設のバリアフリー化の推進
- ③ 通学路の安全性を確保（整備）して欲しい
- ④ 交通安全の啓発が重要である
- ⑤ はにおか公園の通路の勾配が急である（車いすで利用できるように）
- ⑥ 他の施設においてもバリアフリー化を推進する
- ⑦ はにおか公園に身体障害者用トイレを設置して欲しい
- ⑧ 各地区2、3箇所に休憩用のベンチを設置して欲しい
- ⑨ 緊急時の対応として体験できる施設（神戸市、三木市）を見学すべきである

神河町障害者計画

平成 24 年 3 月

発行：兵庫県神河町 健康福祉課

〒679-2414

兵庫県神崎郡神河町粟賀町 630 番地

TEL：0790-32-2421

FAX：0790-31-2800
